

第 2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役割
生活衛生班	・ 食品施設の監視指導 ・ 苦情、違反食品の調査 ・ 食中毒調査 ・ 衛生教育等 ・ 食品収去
食品衛生広域監視班	・ 重点監視施設の監視指導 ・ 苦情、違反食品の検査 ・ 食中毒（疑いも含む）に係る検体の検査、調査 ・ 拭き取り検査 ・ 食品収去検査

成果・実績（生活衛生班）

平成26年度の総監視件数は、4,787件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第4統計2-（1）、（3））

また、食中毒事件数は、8件（対前年比3件増）で、病因物質別の事件は、カンピロバクターが3件と最も多かった。（第4統計2-（4））

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、食中毒菌汚染実態調査、放射性物質検査等で84検体を収去した。（第4統計2-（5））

食品に関する苦情は、102件（対前年度比11件増）あり、食品への異物混入に関する苦情が多かった。（第4統計2-（6））

衛生教育は、定例で開催している食品衛生講習会（下表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者や給食施設等を対象にした食品衛生講習会を行っており、開催数は11回、受講者数は437人であった。

※食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第4統計2-（7）、（8））

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成26年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
51	2,017	6	617	5,757	4,200

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例（平成21年10月1日施行）

内容 法律又は県条例で規定されたばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の届出に係る指導と公害発生防止に関する監視業務を行う。

届出状況

平成26年度届出件数

根拠法令・条例	特定施設の種類の	届出状況	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届	11
		使用廃止届	6
	一般粉じん発生施設	設置届	5
		使用廃止届	0
	特定粉じん排出等作業届出数		12
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	設置届	0
		使用廃止届	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届	2
		使用廃止届	0
	粉じん発生施設	設置届	4
		使用廃止届	0

イ フロン排出抑制法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を整備・廃棄する際には、都道府県の登録を受けた事業者に充填・回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

登録状況

平成14年4月1日から施行され、平成27年3月31日現在の第一種フロン類充填回収業の管内登録業者数は85件である。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

届出・調査状況

(ア) 平成26年度届出件数

平成26年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は22件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	15	旅館業、飲料製造業、病院、科学技術関係
構造等変更届	0	
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	7	自動式車両洗浄機、バッチャープラント、畜産食料品製造業、旅館業

(イ) 平成26年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m³以上の22施設の排水を採取し、排水基準の遵守状況を調査した。調査の結果、1事業場にての窒素含有量の基準超過があり、改善するよう指導した。

(第4統計3-(1))

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 平成26年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

調査結果

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁防止

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1千m²以上の土地の区画形質の変更(宅地造成、農地造成等)を行う者は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出(民間)又は通知(公的機関)を予め行う義務があり、保健所ではその審査・指導及び監視を行っている。

届出状況

平成26年度における通知・届出件数は317件であった。(第4統計3-(4))

(4) 土壌汚染対策

目 的 土地の形質変更による汚染土壌の拡散を防止し、人への健康被害を防ぐ。

根 拠 土壌汚染対策法

内 容 3千m²以上の土地の形質変更を行う者は、着手の30日前までに届出を行う義務があり、保健所ではその審査を行い、その結果、汚染のおそれがあると認められる場合は土壌汚染状況調査の実施命令を行っている。

届出状況

平成26年度における届出件数は116件、調査命令件数は0件であった。

(第4統計3-(5))

(5) 廃棄物対策

目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例

内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

立入・指導実績

平成26年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ421件の立入検査を行い、11件の文書指導を行った。また、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

設置基数

平成26年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が21,891基、合併処理浄化槽が8,611基の計30,502基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

処理件数

平成26年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	6	事業所
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	1	個人住宅
騒音・悪臭	8	事業所
その他（廃棄物関係・野外焼却 等）	4	事業所、個人
合計	19	

(8) 水質汚濁に係る事故処理

内 容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類のへい死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

処理件数

平成26年度の事故処理件数は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数 (件)
魚類のへい死	2
油流出事故	1
米軍基地排水事故	0
その他	1
合計	4

3 生活衛生 (生活衛生班)

(1) 簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成26年度は8件の設置届があり、管内の届出総数は800件となっている。年1回の定期検査の実施状況は96%であった。宜野湾市・沖縄市・うるま市は平成25年4月より、水道法に基づく事務等の権限について移譲された。

(2) 生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成26年度は、理・美容所等の62件の開設届を受理し、旅館業等の41件を新たに許可した。

平成26年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区 分	理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	10	52	14	41	0	1
変 更	6	40	24	11	1	0
廃 止	6	32	8	8	0	0
そ の 他	7	19	0	3	0	0

※廃止項目には保健所が行う廃業確認調査を含む。

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

平成26年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	3	3
変更	13	11
廃止	0	3

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成26年度の個人と法人墓地の許可件数は、それぞれ5件と0件だった。

嘉手納町を除く管内の10市町村については、平成21年4月から平成26年4月の間に、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成26年度の中郡保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で103件（内ハブクラゲは70件）だった。

(6) ハブ対策

目的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬症の未然防止に努める。

根 拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱
内 容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務薬務（生活衛生班）

（1）医事

目 的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内 容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成27年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が431施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

（2）薬事

目 的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根 拠 薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

平成26年6月12日に薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）が施行された。その主な改正点は、医薬品の販売区分の見直し（要指導医薬品の区分を追加）、医薬品のインターネット販売区分の見直し（第3類医薬品に加え、新たに第1類医薬品、第2類医薬品をインターネット販売が可能な区分に追加）等である。

また、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）により、旧薬事法は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法、以下略称で記載。）」に名称が改められ、平成26年11月25日に施行された。改正の主な目的は、医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化、医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築等である。

内 容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、医薬品医療機器等法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が39名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

II 健康づくり施策（健康推進班）

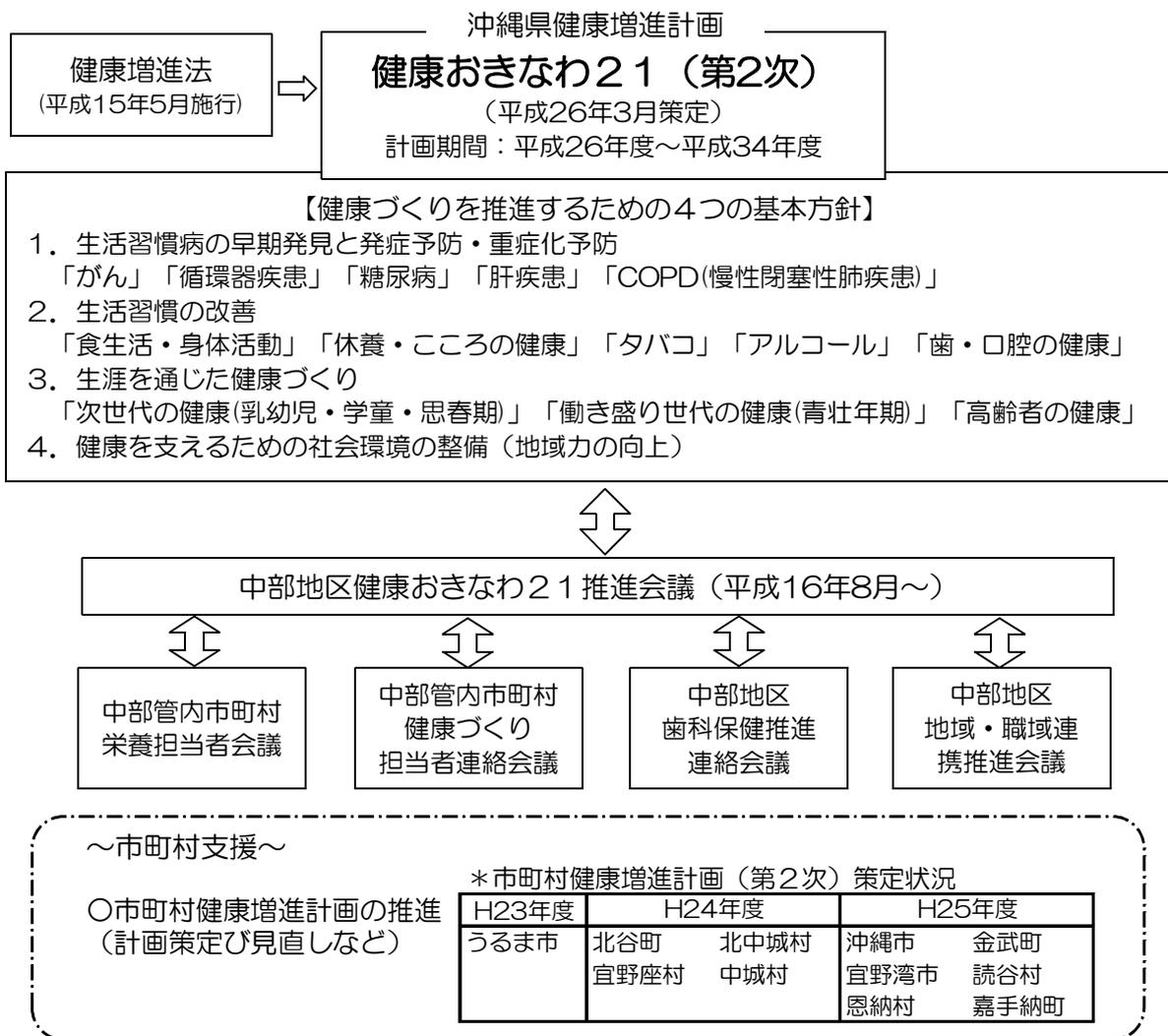
1 健康おきなわ21（第2次）の推進

【根拠法令及び目的】

沖縄県では、平成14年1月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする県の健康づくり指針として「健康おきなわ2010」を策定。平成20年3月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画として「健康おきなわ21」へ改定し、県民一体の健康づくり運動を推進してきた。しかし、平成22年都道府県別生命表(平成25年2月公表)で、本県の平均寿命は男性が25位から30位へ、女性は1位から3位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況となった。この状況をふまえ平成26年3月に、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）」（健康・長寿おきなわ復活プラン）を策定した（健康増進法第8条に基づく健康増進計画として策定）。

県民一人ひとりが主体的に健康づくりを行い、家庭や学校、地域、職場等の社会環境に働きかけるしくみをつくり、行政機関や各種団体等の関係機関と連携し社会全体で健康づくりを総合的に推進していく。

○中部地区における健康おきなわ21（第2次）の事業展開



(1) 健康増進事業等

ア 中部地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：健康おきなわ21を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に推進するとともに、市町村健康づくり計画の策定、モニタリング、評価を支援する。

<第1回>

日時：平成26年9月4日（木）14:00～16:00

場所：中部福祉保健所（中部保健所） 1階 小会議室

内容：①中部地区健康おきなわ21の推進について（中部保健所管内の健康課題）

②タバコ対策について

（報告）中部保健所管内の受動喫煙防止対策等の現状

（意見交換）公共施設における受動喫煙防止対策について

③がん対策について

（報告）がん検診受診率、精査未受診・未把握率について

多目的コホート研究結果から「生活習慣と疾病予防」について

④その他（情報提供）健康おきなわ21（第2次）について

※受動喫煙防止対策の取り組みとして中頭教育事務所の委員から、沖縄県禁煙施設認定推進制度の小中学校での推進について具体的な協力の申し入れがあった

<第2回>

日時：平成27年2月5日（木）14:00～16:00

場所：中部福祉保健所（中部保健所） 3階 研修室

内容：①高血圧対策について

（報告）沖縄県・中部保健所管内の現状及び課題

（意見交換）高血圧予防等に関連した取り組みについて

②その他 沖縄県禁煙施設認定推進制度について

第1回会議から：小中学校での取り組み及び認定の状況について

イ 中部管内市町村健康づくり担当者連絡会議の開催

目的：管内市町村及び県が実施している健康づくり事業について、保健所と市町村が各々に把握し、情報交換を行うことにより、健康づくり事業の効果的・効率的な実施、今後の計画への活用を図る

日時：平成26年7月3日（木）14:00～16:00

場所：中部福祉保健所（中部保健所）3階 研修室

内容：（報告）・中部保健所健康推進班健康増進グループのH26年度重点事業

・各市町村健康増進計画(第2次)の進捗管理の方法について

・働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業(特にコール・リコール事業)の各市町村の取り組み状況について

（情報交換）・市町村健康づくり事業計画・がん検診実態調査から

・がん検診精密検査未受診・未把握者のフォロー体制について

（情報提供）仲間de健康づくりについて

ウ 市町村健康増進事業等情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

期間：平成26年5月26日（月）～6月18日（水）

実施市町村：8市町村（宜野湾市・沖縄市・うるま市・恩納村・読谷村・嘉手納町
・北谷町・中城村）

エ 市町村健康増進計画の推進

市町村健康づくり推進協議会へ委員及びオブザーバーとしての参加及び情報提供の実施（宜野湾市・沖縄市・うるま市・宜野座村・嘉手納町・北谷町・北中城村）

オ 生活習慣病対策

（ア）普及啓発

- a 健康増進普及月間における生活習慣病予防に関するパネル展示及びパンフレット配布

期間：平成26年9月22日（月）～9月30日（火）

場所：サンエー具志川メインシティ

- b 女性の健康週間における女性のこころと身体の健康づくりに関する健康相談会、パネル展示及びパンフレット配布を実施

期間：平成27年2月26日（木）～3月5日（木）

（健康相談会は平成27年2月26日のみ実施：相談者数11人）

場所：サンエー具志川メインシティ

- c 市町村及び関係機関行事におけるパネル貸出、パンフレット配布

（イ）中部地区における医療連携の推進

- a 糖尿病連携

平成19年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置され、地域の糖尿病患者を地域の医療機関で支援することを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を担っている。

保健所は委員として参画するとともに、地域と医療の連携に係る調整を行っている。

(2) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている、がん・心臓病・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が必要である。

地域保健・職域保健の連携により、特に働き盛り世代の生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため、健康情報を共有し、保健事業実施における協働、相互の社会資源の活用を図ることを目的とする。

イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

内容：「働き盛りの健康課題と各組織の取り組みについて」

①報告

- a 健康おきなわ21(第2次)より(策定内容と重点目標について)
- b 沖縄県衛生環境研究報より(健康課題について)
- c 多目的コホート研究事業より(生活習慣と疾病のリスクについて)
- d 協会けんぽ提供資料報告(平成24年度生活習慣病健診結果)

②意見交換

- a 各組織の取り組み、課題について
- b 職場におけるタバコ・アルコール対策の状況について

日時：平成26年8月7日(木) 14時～16時

場所：中部福祉保健所(中部保健所) 1階 小会議室

(イ) 中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

内容：「沖縄県の飲酒に関する状況と減酒支援の実際」

①講義

- a 沖縄県の飲酒問題の現状について
- b 節度ある適度な飲酒・生活習慣病のリスクを高める飲酒について
- c AUDIT、飲酒問題への早期介入について

②ロールプレイ

- a HAPPYミニセットを活用した減酒支援の実際

③情報提供

- a 節酒カレンダーアプリの紹介

講師：福田 貴博 氏(国立病院機構琉球病院 アルコール病棟医長)

対象：市町村健康づくり担当者、事業所健康管理担当者等

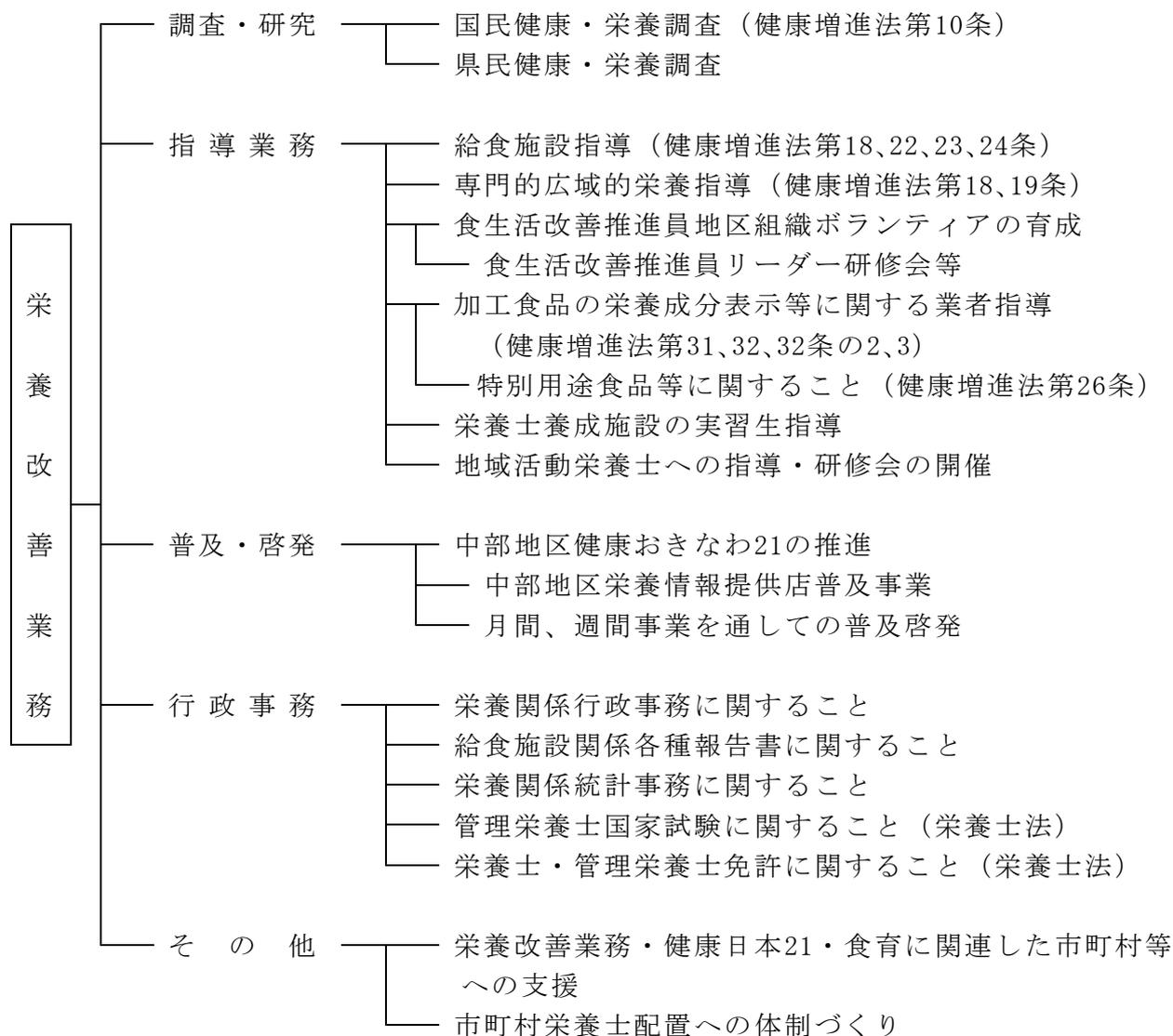
日時：平成26年12月8日(月) 14時～16時

場所：中部福祉保健所(中部保健所) 1階 小会議室

参加者：39名

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
3	2	5	0	0	0	0	0	0	1	53	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
3	24	65	0	0	0	2	207

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
157件	1件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
8月14日	第1回市町村栄養担当者会議	18人
2月24日	第2回市町村栄養担当者会議	20人
3月3日	糖尿病予防推進リーダー研修会	53人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成27年3月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	150人
うるま市	平成18年6月1日	61人
読谷村	平成12年1月11日	38人
宜野湾市	平成15年4月1日	58人
嘉手納町	平成19年5月31日	35人
北谷町	平成20年5月26日	26人
中部支部	平成14年12月12日	368人

カ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施。平成22年度も市町村との協働により登録店舗数が増加した。

(ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：52回

(イ) 登録店舗数：61件（平成27年3月末現在）

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

平成26年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
38	21	1	25	19	6	110

ク 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康・栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表7 調査概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	備考
平成21年度	国民	宜野湾市	11	22	
		うるま市	18	41	
平成22年度	国民	宜野湾市	18	30	
		北中城村	11	25	
平成23年度	国民	沖縄市	13	46	*平成23年度沖縄市（1地区）は国民・県民重複 *平成23年度県民健康・栄養調査は栄養摂取状況調査 ①有②無の地区に分けて実施
	県民	うるま市①	26	66	
		うるま市②	19	78	
		宜野湾市①	39	103	
		宜野湾市②	26	60	
		沖縄市①	27	42	
		沖縄市②	37	106	
		沖縄市③	13	46	
		読谷村	43	95	
北谷町	35	68			
平成24年度	国民	宜野湾市①	44	135	*平成24年度は大規模調査の 為調査地区数、1調査区当たり 世帯数を拡大し実施
		宜野湾市②	21	35	
		沖縄市①	41	138	
		沖縄市②	28	68	
平成25年度	国民	うるま市	15	36	
		金武町	9	19	
平成26年度	国民	沖縄市	9	20	

(4) 歯科保健事業

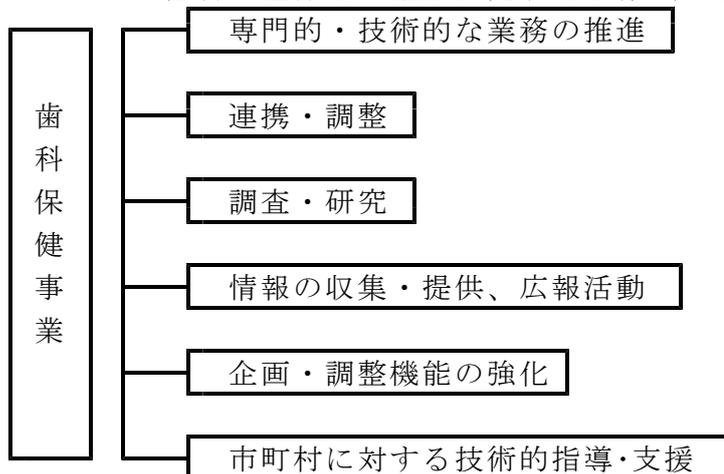
歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなどの豊かな人生を送るための基礎となるものである。

歯及び口腔の健康を保持していくために「8020運動」を推進し各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い歯及び口腔の健康増進に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）

歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）



ア フッ化物応用普及定着事業（8020特別対策事業）

(ア) 中部管内歯科保健推進連絡会議

健康おきなわ 21「歯の健康」を推進するとともに、中部地区の幼児期・学齢期の歯科保健の課題の共有や意見交換を行なった。

日時：平成26年10月2日（木）14時～16時 12人参加

内容：健康おきなわ 21「歯の健康」中部保健所管内の幼児・児童生徒の歯科保健状況、関係機関の歯科保健活動状況、今後の歯科保健対策について

(イ) 歯科保健研修会（フッ化物応用研修会）

フッ化物の安全性やむし歯予防の効果について理解を深め、地域へ推進することを目的に開催した。

日時：平成26年11月25日（火）14時～16時30分

対象：市町村母子保健事業担当者・児童福祉事業担当者等、保育施設職員 参加88名

内容：講演「効果的なむし歯予防」

講師 歯科医師 熊谷 徹先生

北部地区歯科医師会、宜野座村保育施設嘱託歯科医師

報告「保育園におけるむし歯予防の取り組み」

愛の泉福祉会 愛の泉保育園長 金城 キヨ子氏

イ オーラルアップ事業（8020特別対策事業）

(ア) 口腔ケア研修会

高齢者を介助する方が口腔ケアの必要性と対応について知識を習得し、体験することで、高齢者の口腔衛生および口腔機能を向上させ、QOLの高い生活に寄与することを目的に開催した。

日 時：平成 26 年 8 月 21 日（木）14 時～16 時
 対 象：中部管内高齢者福祉施設・介護施設職員
 内 容：1) 講話「口腔ケアの基本」
 2) 実地指導「口腔ケアの手順、実践」
 講師 歯科衛生士 伊禮 三千代
 講師 歯科衛生士 宮良 千栄子

ウ 普及啓発事業

- (ア) 「歯の衛生週間（平成 26 年 6 月 2 日～6 月 10 日）」パネル展示
 テーマ 「歯と口は 健康・元気の源だ」*厚生労働省より
 開催場所：イオン具志川店 1F 中央セントラルホール
 沖縄市市民会館中ホール（中部地区デンタルフェア会場）
- (イ) 健康増進普及月間パネル展（健康づくり関連）
 開催場所：サンエー具志川メインシティー
 歯科内容：むし歯・歯周病予防について、パンフレット配布
- (ウ) 食品衛生講習会において歯周病予防関連チラシを配布を行った。

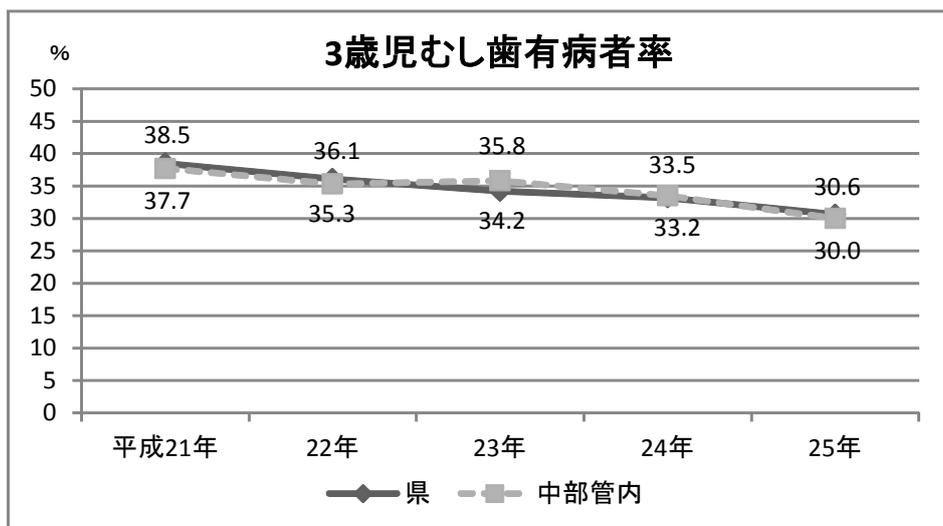
エ その他調査等（主体：県健康増進課）

- (ア) 市町村歯科保健状況調査（平成 26 年 11 月～12 月）合計 11 市町村
- (イ) 保育所歯科保健状況調査（平成 26 年 11 月～12 月）
 合計 130 件（公立 34, 私立認可 96）
- (ウ) 幼稚園歯科保健状況調査（平成 26 年 9 月～10 月）
 合計 75 件（公立 62, 私立 16）

オ 情報の収集・提供

- (ア) 管内市町村幼児（3歳児）の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児（3歳児）の口腔状況 （社）沖縄小児保健協会報告書より



カ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村、保育所等へ歯科保健関連データ及びフッ化物洗口の指導助言や歯周予防や介護予防事業における口腔機能の向上等の資料提供を行った。

(5) タバコ対策

ア 法的根拠

平成24年7月10日付厚生省発健発0710第1号厚生労働健康局長通知「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」各論「喫煙」

平成14年8月2日「健康増進法」公布、平成15年5月1日施行。第25条「受動喫煙の防止」

タバコの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する目的で平成17年2月に「タバコの規制にする世界保健機関枠組条約」が発効。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進

平成26年度は医療機関7施設、飲食店12施設、官公庁関係1施設、保育施設14施設、学校63施設、事務所0施設の計97施設が認定された。

平成27年3月末現在（公表希望施設）では、敷地内完全禁煙施設78施設、施設内完全禁煙施設18施設となっている。

トータルで、敷地内禁煙173施設、施設内禁煙117施設が認定されている。

平成26年度に認定要件の充足状況を確認するため実施した現況調査は、敷地内完全禁煙施設が38施設、施設内完全禁煙施設が51施設である。

b 「中部地区健康おきなわ 21 推進会議」、「地域・職域連携推進協議会」、市町村主催「健康づくり推進協議会」にて、「沖縄県禁煙施設認定推進制度」に関する情報提供

c 沖縄県禁煙施設認定制度推進ミニ講話

食品衛生講習会において管内飲食店関係者を対象に年49回実施。参加者1928名。

d 中頭教育区校長会にて情報提供及び協力依頼

e 北谷町教頭会にて「沖縄県禁煙施設認定推進制度」について情報提供及び協力依頼

(イ) 未成年者の喫煙防止対策及び禁煙支援

a 市町村健康づくり関係者・沖縄県薬物乱用防止協会等へ禁煙防止教材の貸し出し及び健康教育に関する相談・情報提供

b 管内禁煙治療医療機関一覧のチラシ作成

c 来所・電話による禁煙に関する相談

(ウ) 普及啓発

「世界禁煙デー」（5月31日）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日）

2014年世界禁煙デー(WHO)のスローガン「タバコにかかる税金を上げよう」と禁煙週間のテーマ「オールジャパンで、たばこの煙のない社会を」を受け、大型スーパーにてパネル展を開催した。

日時：平成27年6月3日～6月10日

場所：イオン具志川店 1階セントラルコート

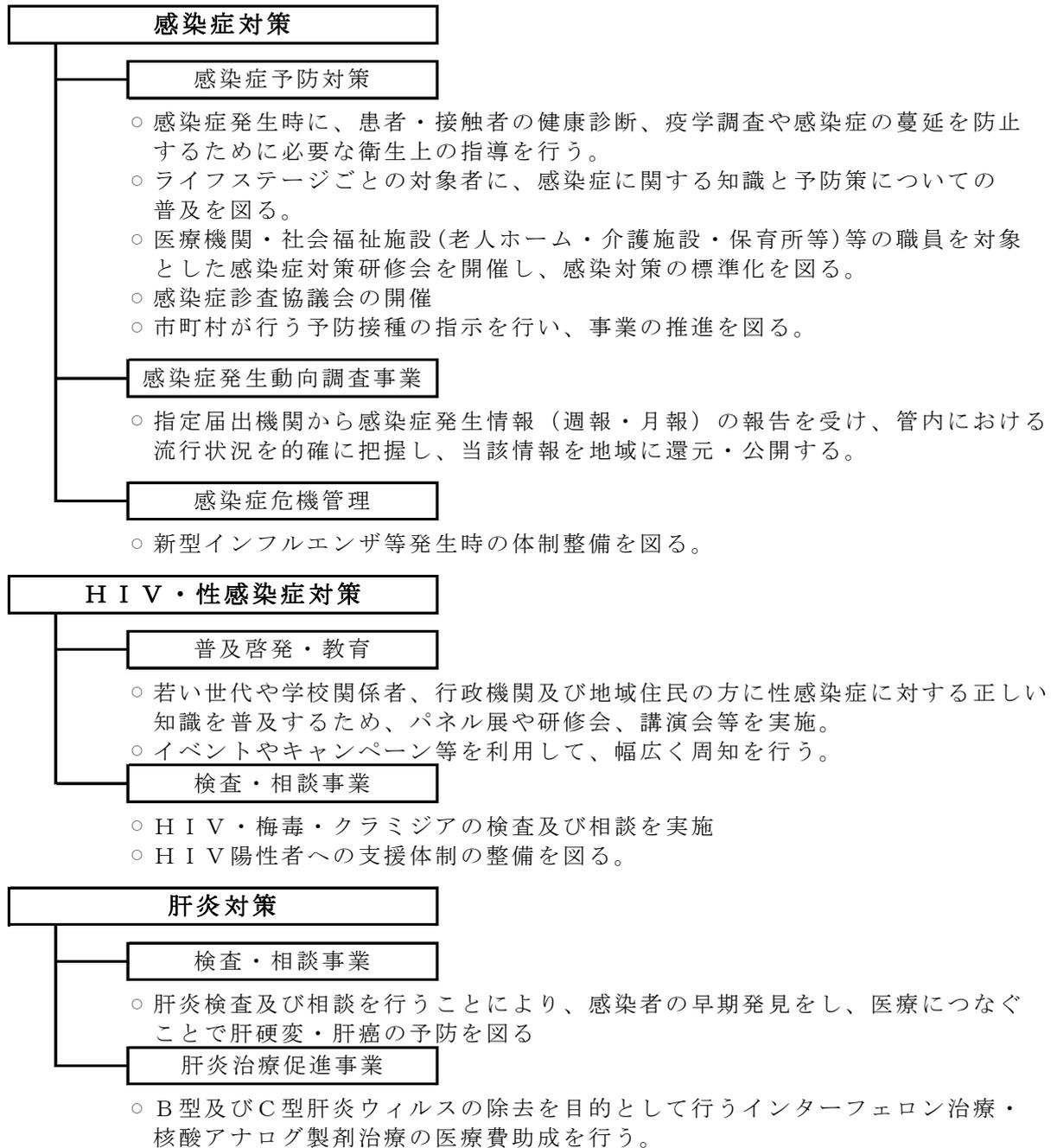
対象：住民（来客者）

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

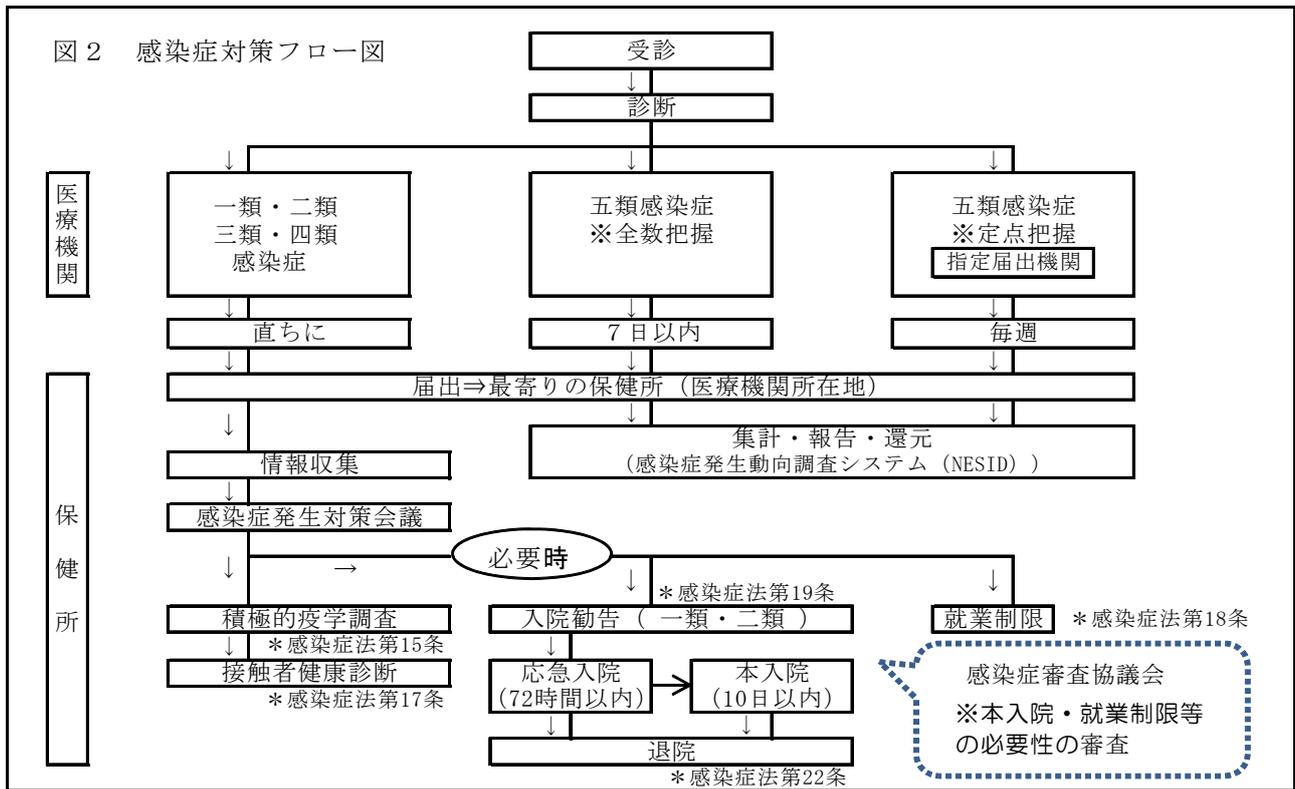
平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づき、感染症の発生予防及び発生時のまん延防止対策の構築や意識の普及啓発、人材の育成及び資質の向上、患者等の人権に配慮した医療体制の整備など、総合的な感染症対策を推進している。

図 1 中部保健所における感染症対策事業



(1) 感染症発生動向調査及び発生時の対応

感染症法に基づき、医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。また、1類～4類感染症の発生時においては、感染症法に基づき適正対応・まん延の防止を図るための対策を行っている。



(2) 感染症発生届出状況

平成 26 年の感染症発生は、1・2 類感染症（結核を除く）0 件、3 類感染症 4 件、4 類感染症 10 件であった。

表 1 年別中部保健所管内全数把握対象疾患報告状況

(単位：人)

分類	疾患名	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
1 類	発生なし					
2 類	結核					
	発病者	84	87	105	80	75
	潜在性結核感染症	15	41	52	60	62
3 類	細菌性赤痢	0	2	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症					
	○-157	7	6	3	1	0
	○-111	0	0	1	0	0
	○-103	0	0	0	0	1
	○-26	2	1	2	0	1
	○群不明	0	0	1	0	0
	腸チフス	0	0	1	0	1
4 類	A型肝炎	0	0	0	0	1
	デング熱	1	2	0	1	0
	ブルセラ症	0	0	0	0	1
	マラリア	1	0	0	0	1
	レジオネラ症	2	2	0	6	5
	レプトスピラ症	1	2	1	0	2
5 類	アメーバ赤痢	0	1	1	1	4
	ウイルス性肝炎	0	0	1	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	0	0	1
	急性脳炎	2	1	0	1	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	0	0	0
	後天性免疫不全症候群	4	4	3	2	10
	ジアルジア症	1	0	0	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	2	2
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	8	16
	梅毒	0	3	1	2	5
	破傷風	0	1	2	0	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2	1	0	0	0
	風しん	0	0	24	11	5
	麻しん	0	0	0	0	1
髄膜炎菌性髄膜炎	1	0	0	0	0	

表2 平成26年 中部保健所管内定点把握対象疾患月別報告状況

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1 インフルエンザ	3,426	2,272	1,322	670	776	563	139	64	102	108	83	632	10,157
2 RSウイルス感染症	6	10	50	20	19	33	34	38	24	3	3	3	243
3 咽頭結膜熱	4	1	0	6	3	5	9	35	45	22	5	8	143
4 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	48	31	60	34	27	43	30	30	30	17	41	46	437
5 感染性胃腸炎	231	113	71	61	72	43	51	96	149	103	113	138	1,241
6 水痘	47	66	84	45	31	16	21	38	25	40	26	43	482
7 手足口病	15	5	1	3	7	13	37	83	72	89	138	112	575
8 伝染性紅斑	0	2	9	2	4	0	1	0	3	7	2	2	32
9 突発性発疹	18	15	6	23	18	23	21	20	29	31	20	31	255
10 百日咳	8	11	9	7	3	12	9	8	7	7	3	11	95
11 ヘルパンギーナ	3	0	0	1	2	11	21	63	15	0	3	5	124
12 流行性耳下腺炎	2	5	15	9	18	11	19	53	116	119	163	240	770
13 急性出血性結膜炎	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
14 流行性角結膜炎	7	1	6	0	0	1	3	8	2	3	4	2	37
15 細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	1	0	4	0	0	0	3	2	1	3	2	1	17
16 無菌性髄膜炎	0	0	3	0	2	1	1	4	1	4	3	3	22
17 マイコプラズマ肺炎	11	5	2	9	10	9	9	7	5	5	7	3	82
18 クラミジア肺炎(肺炎病除く)	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	4
19 感染性胃腸炎(ロタウイルスによる)	1	0	0	0	9	0	0	1	1	0	0	0	12
計	3,829	2,539	1,642	890	1,001	784	409	550	628	562	616	1,280	14,730

(3) 感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。平成15年以降（中部福祉保健所開設）、結核以外の感染症発生に伴う開催はなし。

(4) 中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成24年1月、管内医療機関（中部病院、中頭病院、中部協同病院、中部徳州会病院、沖縄病院、ハートライフ病院）及び関係機関がネットワークを構築し、感染症発生状況等の情報共有化と、感染症対策について協議することにより中部地区の感染症対策の強化を図ることを目的として設置。保健所を事務局として、年に1回以上の会議を開催している。

ア 平成26年度 中部地区感染症対策ネットワーク会議

開催：平成26年11月4日（火）

内容：・新型インフルエンザ等対策個別計画について

・エボラ出血熱疑似症患者発生時の対応について

(5) 感染症予防対策研修会

医療施設、高齢者福祉施設、保育所・幼稚園・学校等の施設職員が、感染症発生時に迅速・的確に感染拡大防止策が実施できるよう平常時から感染症予防知識の啓発を行い、自主的に予防対策を行えるよう支援することを目的に実施

ア 学校における感染症予防対策研修会

開催：平成 26 年 12 月 22 日（月）

対象：養護教諭、教育委員会

内容：・講話「集団生活で問題となりやすい感染症について」

講師 小林孝暢医師（中部保健所）

・「今すぐ役に立つ！感染症予防 対応編」DVD 視聴

・学校での感染症発生時の報告について

・学校における結核健診（問診票）について

(6) 予防接種事業

予防接種法に基づく定期の予防接種は、市町村長が行うこととされている。県保健所は、予防接種法第 3 条第 1 項に基づき、市町村が行う予防接種の指示を行い、予防接種事業の円滑な推進を支援。また、予防接種率向上のための関係機関との連絡・連携の役割を持つ。

ア 管内市町村予防接種担当者会議

開催：平成 27 年 3 月 2 日（月）

内容：意見交換・情報交換

イ 予防接種研修会

開催：平成 26 年 7 月 11 日（金）

対象：市町村予防接種担当

内容：講演「最近の予防接種」 講師 県立中部病院小児科部長 小濱守安

(7) HIV・性感染症検査・相談

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施。より検査を受けやすくするために、平成 5 年 10 月より、HIV 抗体検査の無料化（匿名検査）を実施した。中部保健所においては、平成 17 年 4 月より検査当日に結果が判明する即日検査を、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（毎月第 3 水曜日）を開始した。

その他の性感染症対策としては、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を平成 25 年度より無料化。受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図っている。

ア 平成 26 年度 HIV 及び性感染症検査の実施状況

HIV 検査件数は 589 件で、その内訳は、男性 347 件 (58.9%)、女性 242 件 (41.1%) であった。男性では 20 代が 117 件 (33.7%) と最も多く、次いで 30 代が 104 件 (30.0%)。女性は 20 代が 128 件 (52.9%) と最も多く、次いで 30 代が 73 件 (30.2%) であった。

梅毒検査数は 442 件、クラミジア検査件数は 328 件であった。

表3 年度別H I V抗体検査件数（男女別）

（単位：件）

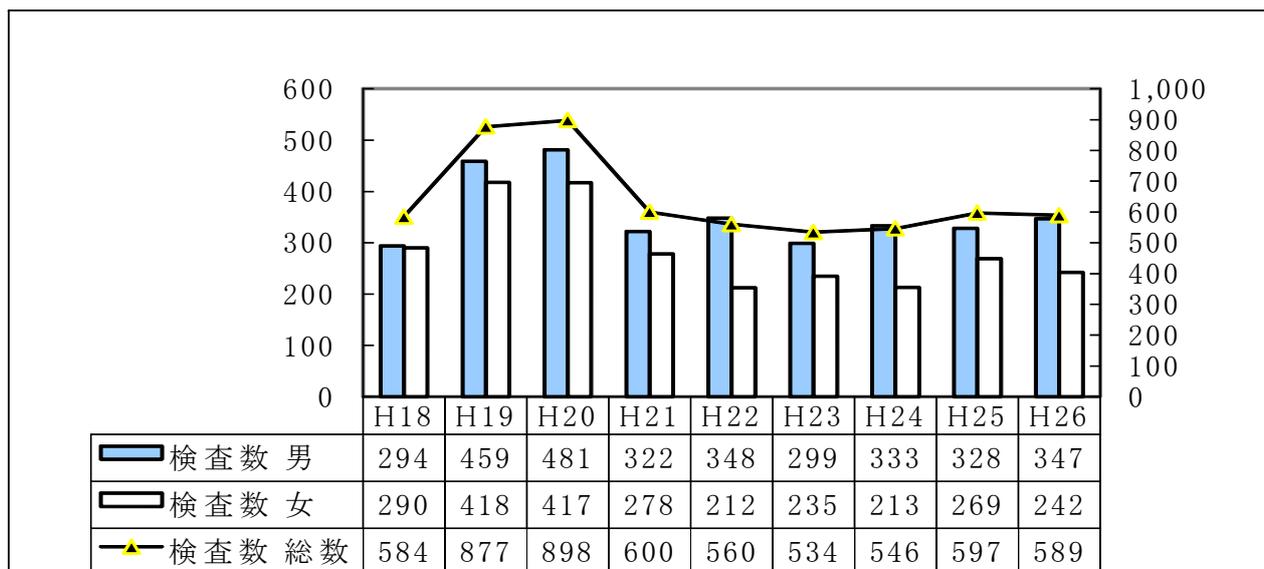


表4 年度別梅毒・クラミジア検査件数

（単位：件）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
梅毒	18	29	96	73	165	324	442
クラミジア					107	243	328

（8）肝炎対策

平成20年4月1日より、「沖縄県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要領」に基づきB型・C型肝炎ウイルス検査及び相談事業を実施。平成24年4月2日の改正では、検査料が原則無料となった。

また、平成20年4月1日より将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費助成が始まった。

表5 年度別B型・C型肝炎ウイルス検査実施件数

年度	H24年度	H25年度	H26年度
B型	301	114	99
C型	247	77	71

表6 年度別肝炎治療受給者証交付申請数

（単位：件）

年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
申請数	93	53	114	115	136	137	172

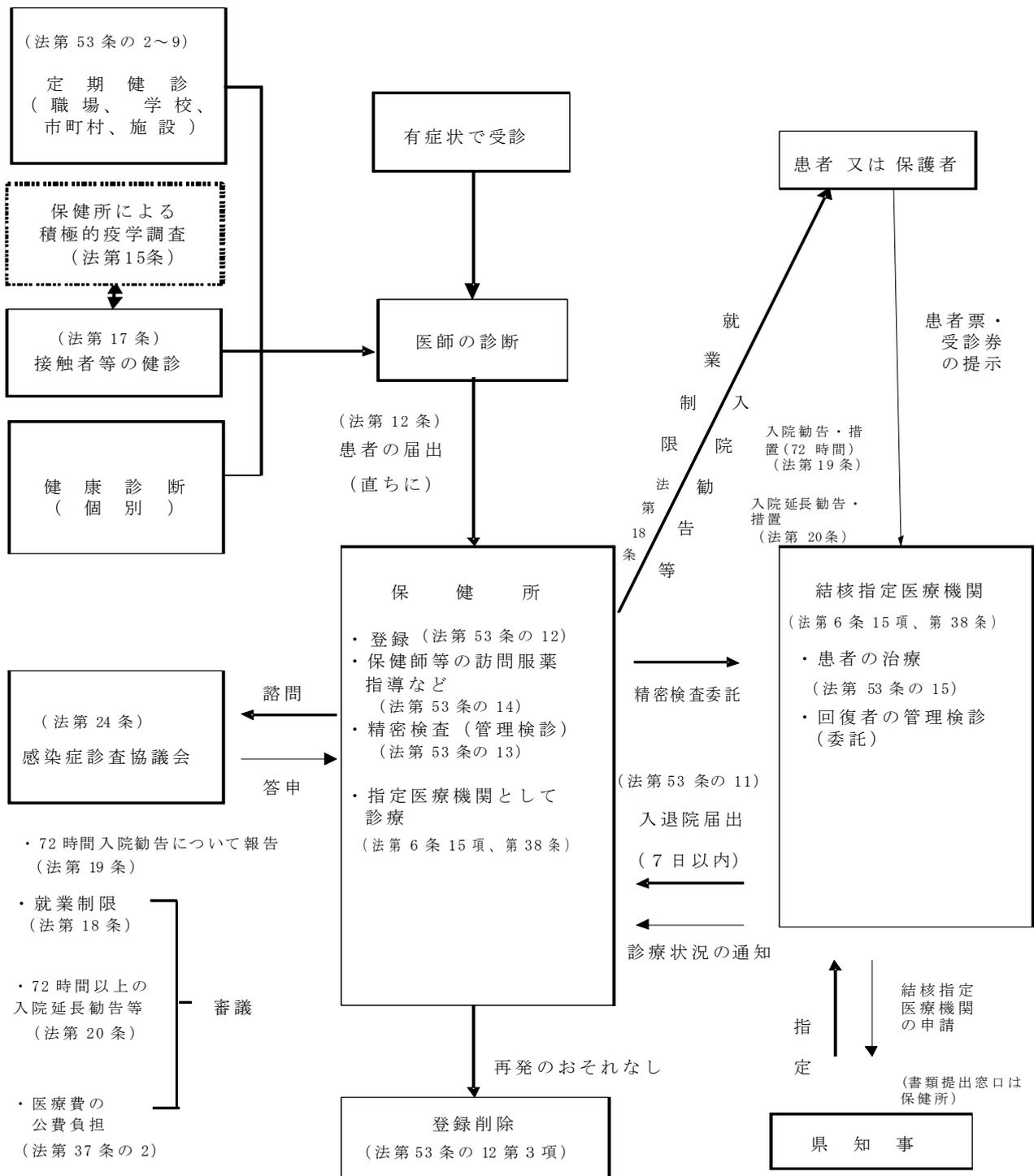
2 結核対策事業

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われている。保健所は、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や訪問で把握した情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成22年	84	17.5	260	18.7	23,261	18.2
平成23年	87	18.0	269	19.2	22,681	17.7
平成24年	105	21.6	299	21.2	21,283	16.7
平成25年	80	16.4	251	17.7	20,495	16.1
平成26年	75	15.3	241	16.9	19,615	15.4

資) 結核サーベイランス

中部保健所管内の新登録患者数・罹患率は、平成24年を除き横ばい状態だったが、平成26年は減少した。

全国は過去5年間で最も少なく、毎年減少している。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	総数	活動性結核						肺外結核 活動性	※潜在 性結核 感染症 (別掲)
			総数	肺結核活動性			その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他		
				喀痰塗抹陽性						
				総数	初回治療	再治療				
平成22年	中部	84	63	26	26	0	26	11	21	15
	県	261	186	94	89	5	69	23	75	45
平成23年	中部	87	60	27	26	1	28	5	27	41
	県	269	195	88	81	7	79	28	74	94
平成24年	中部	105	68	30	27	3	22	16	37	52
	県	299	199	93	85	8	71	35	100	140
平成25年	中部	80	57	28	25	3	20	9	23	60
	県	251	174	83	77	6	64	27	77	210
平成26年	中部	75	47	26	26	0	20	1	28	62
	県	241	175	97	89	8	61	17	66	182

資) 結核サーベイランス

肺結核活動性は47人で全登録の62.7%を占めている。肺結核喀痰塗抹陽性（感染性あり）は、26人で全登録の34.7%であった。肺外結核は28人で27.3%であった。

潜在性結核感染症が増加している。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。

(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部	県	中部
	260	84	269	87	299	105	251	80	241	75
0～4	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0
5～9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0
15～19	0	0	0	0	4	2	5	1	2	0
20～29	8	1	10	2	13	6	8	2	10	1
30～39	10	4	22	4	12	6	9	2	11	5
40～49	18	6	20	6	32	16	15	4	13	6
50～59	28	8	31	11	32	5	25	10	20	5
60～69	39	11	29	13	42	19	42	15	39	14
70才以上	156	53	157	51	161	49	142	45	145	44

資)結核サーベイランス

70歳以上の高齢者は、中部保健所管内では44人で全体の58.7%を占めており、沖縄県では145人で全体の60.2%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	13	13.9	11	11.8	22	23.5	15	15.9	14	18.4
沖縄市	21	16.1	30	22.9	28	21.2	23	17.4	19	14.3
うるま市	25	21.5	23	19.6	29	24.6	19	16.0	24	20.2
恩納村	3	30.3	2	19.5	1	9.7	2	19.3	0	0.0
宜野座村	2	37.4	0	0.0	1	18.2	3	54.2	0	0.0
金武町	3	27.2	1	9.1	1	9.0	0	0.0	1	9.0
読谷村	6	15.6	9	23.2	6	15.4	7	17.9	5	12.8
嘉手納町	4	29.0	2	14.5	3	21.9	2	14.7	1	7.3
北谷町	2	7.3	5	18.1	5	18.0	6	21.6	6	21.4
北中城村	2	12.6	3	18.7	5	31.1	1	6.2	2	12.2
中城村	3	17.2	1	5.5	4	21.7	2	10.8	3	15.6
管内総数	84	17.5	87	18.0	105	21.6	80	16.4	75	15.3
沖縄県	260	18.7	269	19.2	299	21.2	251	17.7	241	16.9

資)結核サーベイランス

平成26年において、中部保健所管内の罹患率を超えていた市町村は、うるま市、北谷町中城村であった。また、過去5年間すべての市町村で新登録患者が発生している。

(罹患率：人口10万対)

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められDOTS(※注)の推進が求められている。

(※注)DOTSとは支援者が服薬を見守り確認し治療を支援する方法

(ア) 中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防グループ員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

(イ) 平成16年11月から毎月1回所内コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

(ウ) 全結核患者の治療完遂のため地域服薬支援体制整備を図り、地域DOTSの支援者である関係機関との連携を図ることを目的に研修会を開催している。平成26年度は、高齢者施設等の職員を対象とした研修会「施設における結核対策」を実施した。

ウ 結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、1週間以内の患者・家族面接を実施している。平成26年度の患者面接・訪問指導実人員は138人、延人員634人である。そのうちDOTS指導は実人員125人、延人員580人である。来所相談では、要医療者の公費申請が多く、来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼を行っている。

平成26年4月～平成27年3月

訪問指導				来所相談					電話相談	
実人員	延人員	再掲		延人員	再掲			延人員	再掲	
		DOTS実人員	DOTS延人員		要医療者	管理検診	その他			DOTS延人員
138	634	125	580	284	222	再掲 (DOTS延人員)	47	15	415	121
					111					

資) 地域保健事業報告

エ 感染症診査協議会

感染症法第24条に基づき設置され、同法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに入院の延長、第37条の2による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

委員は医師だけでなく、人権尊重の確保の観点から、法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

平成26年度開催回数：24回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

平成26年4月～平成27年3月

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条※	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
294	82	193	0	13	0	6

※37条・・・入院勧告患者の医療費の公費負担

37条の2・・・外来治療患者等に対する医療費の公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

平成26年4月～平成27年3月

区分	氏名	所属・職名
委員長	玉城 和則	日本健康倶楽部嘱託医師
委員	石川 清司	独立行政法人国立病院機構沖縄病院院長
委員	椎木 創一	県立中部病院内科医師
委員	垣花 悠子	中部徳州会病院内科医師
委員	比屋根キヨ子	現所属なし
委員	上原 洋子	八重の森事務所司法書士

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施（法第17条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に接触健診を実施している。患者家族や接触者に対して、健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成26年

回数	検討患者件数(実)	検討延件数	健診対象者			健診対象外	
			同居家族	別居家族	その他(職場等)	家族	その他
24	37	79	33	33	242	20	612
計			308			632	

平成26年接触者健康診断検討会の開催は24回であった。

検討会結果は、接触者健診対象308名、接触者健診対象外632名となっている。

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成26年

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核感染症
家族、その他		227	217	95.6%	0	17
集団	一般病院・精神病院	135	71	52.6%	0	3
	老人・福祉施設等	21	21	100.0%	0	0
	職場・学校等	169	144	85.2%	0	1
計		552	453	82.1%	0	21

平成26年接触者健診対象者は552名で453名（82.7%）受診している。結核の発病者はなく、21名が潜在性結核感染症であった。

（職場健診結果の確認を行った方については、受診者数に含んでいない。）

イ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正によりBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして保健所紹介された児に対し経過観察及び周囲の感染源調査を実施している。また、反応が見られた児の相談も行っている。

	保健所紹介数	結果		
		終了 (BCGの通常の経過)	経過観察	コッホ診断にて 予防的治療
平成24年度	2	2	0	0
平成25年度	2	1	0	1
平成26年度	5	4	1	0

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成26年4月～平成27年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
158	0	7	3	3	0	0

(7) レントゲン撮影の状況（平成26年4月～平成27年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要医療実人員						3						1	4
管理検診実人員	3	6	3	4	4	1	4	6	5	2	2	5	45
接触者健診実人員	25	31	19	6	29	17	36	32	18	30	24	19	286
撮影延件数	28	37	22	10	33	21	40	38	23	32	26	25	335

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布

保健所ホームページに結核予防週間の周知、取り組みを掲載している。また管内の労働衛生管理推進大会時にポスターやリーフレット等を配布し、結核予防の周知を図った。

(イ) 街頭啓発活動

中部地区結核予防婦人連絡協議会10名の協力のもと、中部保健所管内の大型店舗1ヵ所において「結核予防週間」期間中、結核に関するリーフレット及びポケットティッシュ、マスク等の配布をし啓発活動を行った。

(ウ) パネル展示

保健所管内の大型店舗において、9月22日～30日の予防週間の期間中に結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等、結核の現状のパネル展示を実施。

(エ) 健康教育の実施状況

(平成26年4月～平成27年3月)

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
1	3	66

管内の関係機関や施設等を対象に、結核の基礎知識、管内の状況、発生時対応等について啓発目的で実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

(昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による)

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

平成26年度末現在

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
79(0)	177(9)	2

() は平成26年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第53条の13に基づき、結核治療終了後2年間は再発の有無を確認するため、6ヶ月に1回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告（法第53条の2、53条の7）

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。（別表：統計ページ参照）

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

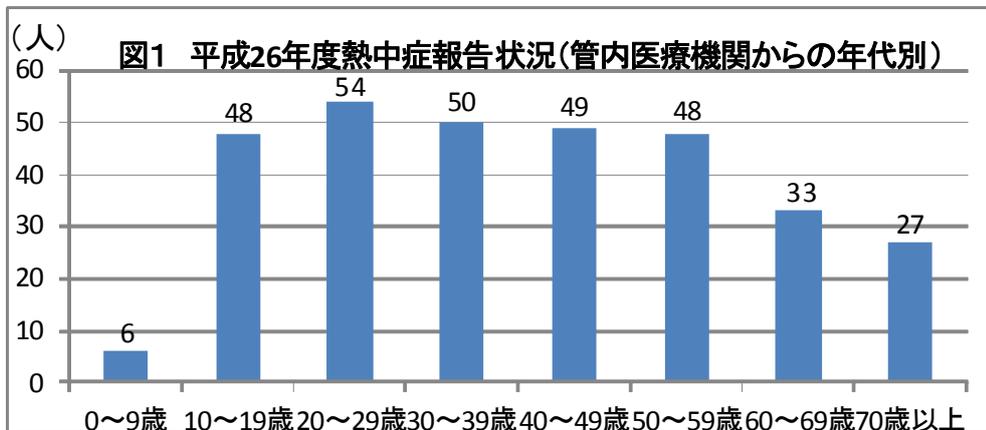
6月から9月にかけて管内5カ所の定点医療機関から、週毎に熱中症と診断された患者報告の情報を得ている。平成26年度の県内定点医療機関(23施設)と管内定点医療機関からの熱中症発生報告数は表1のとおり。

表1 平成26年度管内および県内の熱中症発生状況(患者居住地別・週別) (人)

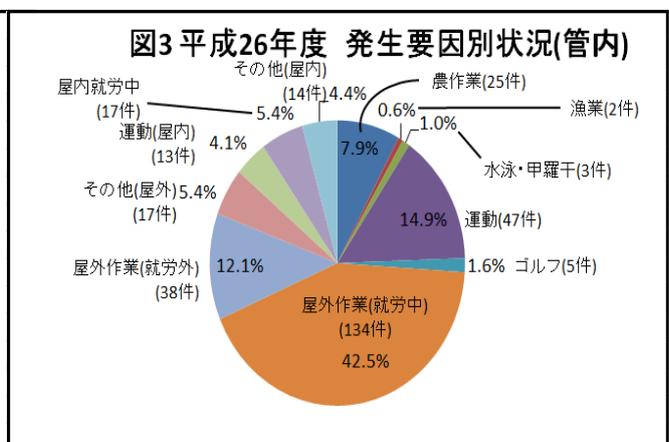
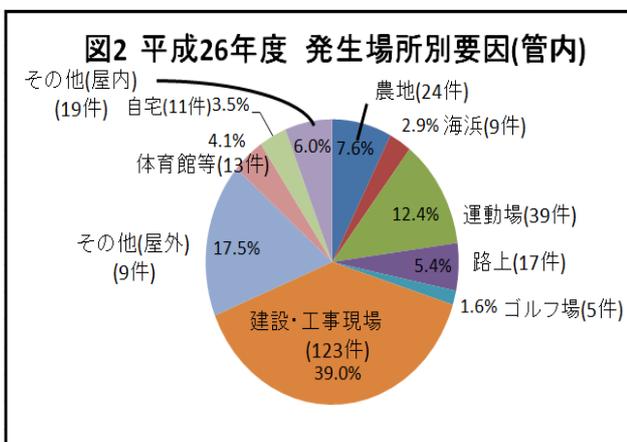
区分	平成26年度管内および県内の熱中症発生状況(患者居住地別・週別)																		合計	
	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週		
中部	県民	7	2	12	21	36	47	31	19	14	22	29	18	11	14	8	9	5	2	307
	旅行者	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	8
	計	7	3	12	21	37	47	34	19	14	22	29	19	12	14	8	10	5	2	315
県内	県民	14	7	46	67	117	133	65	73	44	44	57	48	33	43	23	50	12	7	883
	旅行者	0	1	3	2	8	4	6	1	0	3	2	2	1	2	1	2	2	0	40
	計	14	8	49	69	125	137	71	74	44	47	59	50	34	45	24	52	14	7	923

今年度の県内熱中症発報告件数は923件(前年度735件、前々年度536件)、そのうちの中中部管内医療機関からの報告数は315件(前年度263件、前々年度193件)と県内、管内とも近年は増加傾向にある。例年の傾向として梅雨明け頃に発生数はピークを迎え、9月に入った第15週(9/1~9/7)からは収束傾向を示す。

男女比では、男性が315件中274件と、女性(41件)の約7倍。(昨年度は約5倍)



管内定点医療機関からの報告は、定点医療機関を受診し報告を受けた人数であり、中部保健所管轄外の居住者も含む。



発生場所別では、315件中272件(86.3%)が屋外で発生しており、中でも建設・工事現場での発生が123件(39.0%)で最多となっている。発生要因別でも屋外作業に就労中が134件(42.5%)と最多となっており、近年、この傾向は続いている。

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行

目的：骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。
登録受付窓口：毎月第1・3水曜日 9:30～11:30（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
7	6	4	1	0

(3) 石綿健康被害救済法に基づく救済給付の申請・請求手続について

ア 根拠法令及び目的

(ア) 法令：「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

(イ) 目的：石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働災害補償保険制度等で保障されない方に対して救済給付の支給を行う。

対象となる指定疾病は「中皮腫」「石綿による肺がん」「著しい呼吸障害を伴う石綿肺」「著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚」

(ウ) 保健所で行う業務：

(平成18年4月10日に沖縄県（文化環境部環境政策課）と独立行政法人環境再生保全機構で「石綿健康被害救済給付業務委託契約」により締結)

a 申請書及び各種届出書等の受付及び受付書類の送付（独立行政法人環境再生保全機構で判定及び給付を行う）

b 制度の説明及び相談等

イ 申請件数等（年度別）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
相談件数	27	6	16	10	3	2	2	17	1
認定申請件数	2	0	1	1	1	0	0	0	0
特別遺族弔慰金等請求件数	1	1	10	1	1	0	0	0	0

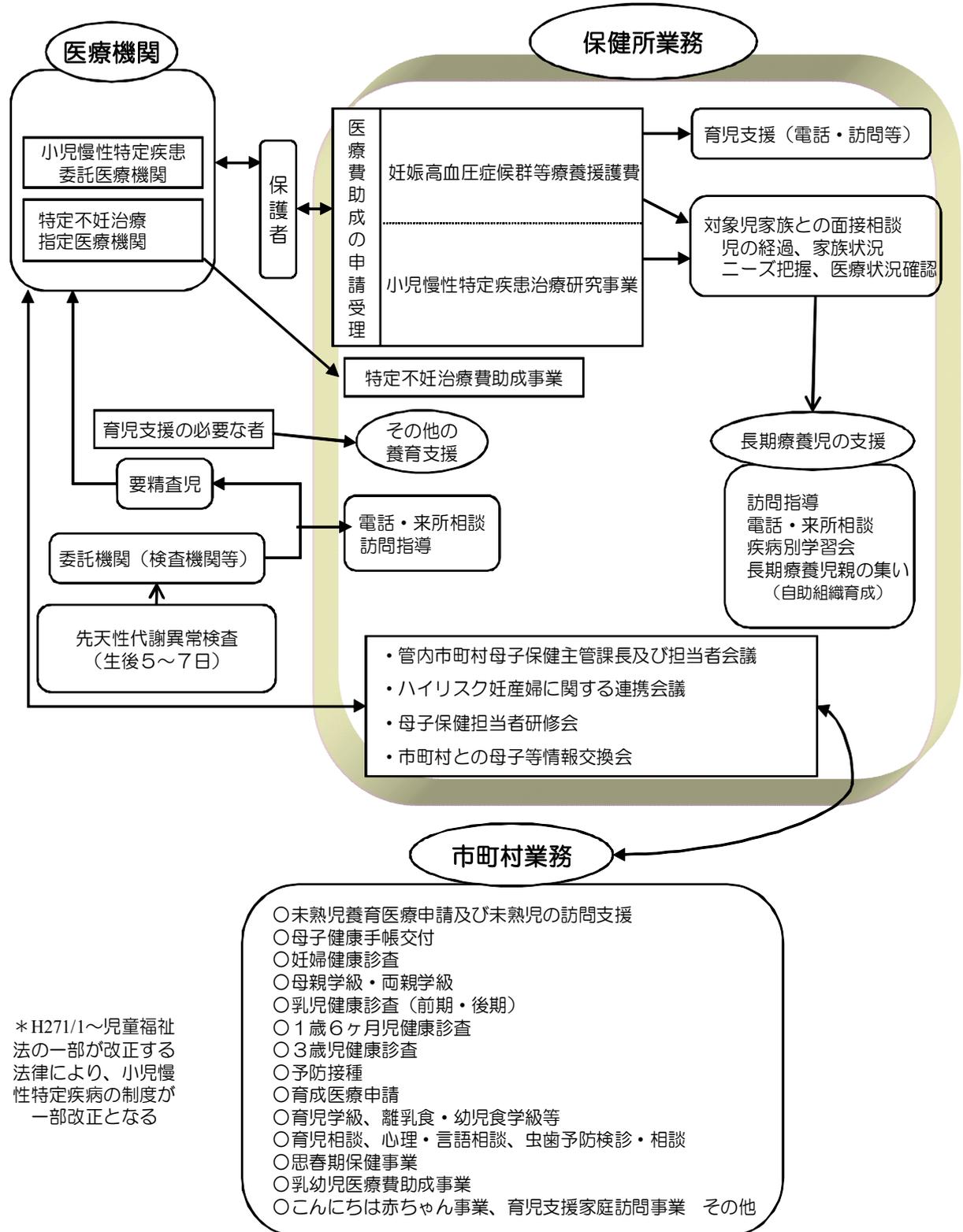
IV 生活者支援施策

1 母子支援

(1) 母子保健(地域保健班)

中部保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法



*H27/1~児童福祉法の一部が改正する法律により、小児慢性特定疾病の制度が一部改正となる

ア 医療費助成及び相談

(ア) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間7日以上、世帯の前年所得課税額が15,000円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

表1 妊娠高血圧症候群療養援護費 申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年									1				1

(イ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

表2 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

平成26年度												
悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	皮膚疾患	合計
70	90	88	200	319	23	29	41	50	30	4	1	945

疾患別では、内分泌疾患が319人と最も多く、次いで慢性心疾患、慢性腎疾患となっている。

図1 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

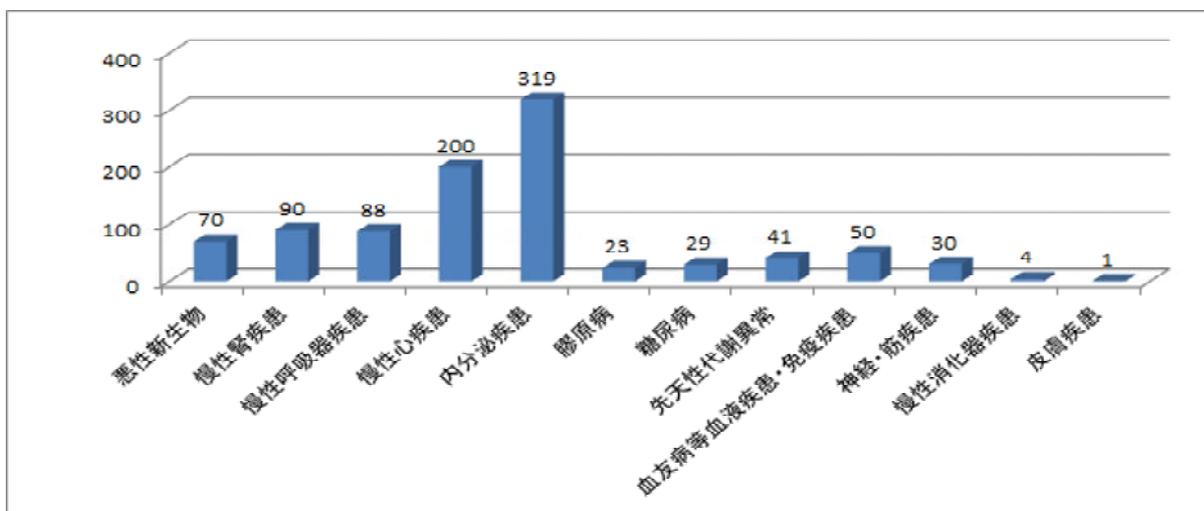


表3 小児慢性特定疾患 市町村別疾患別受給者状況

平成26年度

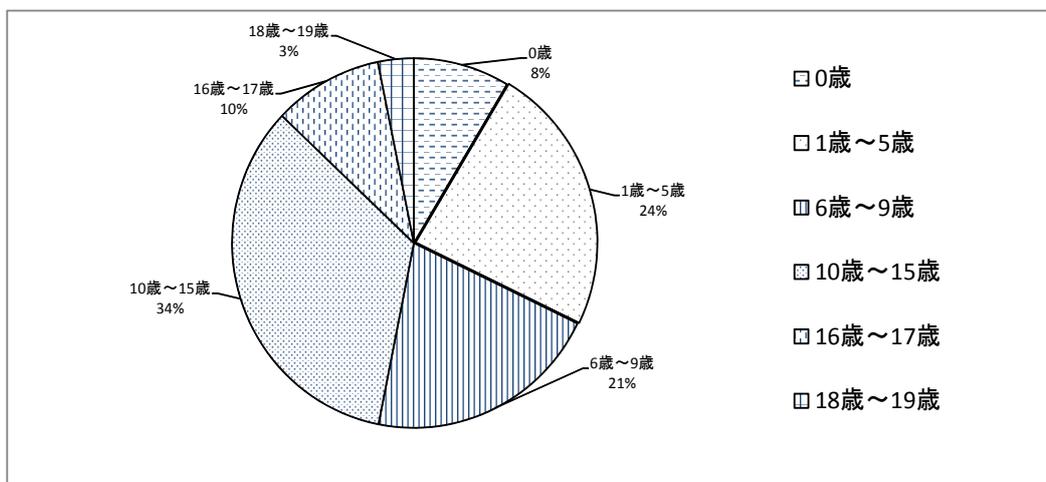
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患・免疫	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	皮膚疾患	合計
宜野湾市	11	20	8	33	90	2	3	5	14	5	1	0	192
沖繩市	19	32	30	60	77	9	8	10	11	9	0	0	265
うるま市	19	18	25	48	64	3	7	13	11	7	1	1	217
恩納村	1	1	3	4	2	0	0	0	4	1	0	0	16
宜野座村	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	6
金武町	2	4	5	8	7	1	1	1	1	2	0	0	32
読谷村	9	4	4	20	28	4	1	2	2	4	1	0	79
嘉手納町	2	3	2	1	6	0	3	0	2	0	0	0	19
北谷町	4	3	3	14	12	2	3	7	1	1	0	0	50
北中城	1	3	3	8	6	0	1	0	2	0	0	0	24
中城	1	2	5	3	23	2	2	3	2	1	1	0	45
合計	70	90	88	200	319	23	29	41	50	30	4	1	945

表4 小児慢性特定疾患 年齢別受給者状況

平成26年度

	悪性新生物	慢性腎疾患群	慢性呼吸器疾患群	慢性心疾患群	内分泌疾患群	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等・血液・免疫疾患群	神経・筋疾患群	慢性消化器疾患群	皮膚疾患	合計
0歳	0	0	22	45	4	0	0	2	3	4	0	1	81
1歳～5歳	15	13	33	60	49	5	3	13	23	7	2	0	223
6歳～9歳	11	16	13	35	88	4	2	9	12	8	0	0	198
10歳～15歳	28	42	15	44	144	9	8	14	12	4	1	0	321
16歳～17歳	12	14	4	11	23	5	13	2	4	4	0	0	92
18歳～19歳	4	4	2	5	11	0	3	1	0	0	0	0	30
計	70	89	89	200	319	23	29	41	54	27	3	1	945

図2 小児慢性特定疾患 年齢別受給状況 平成26年度

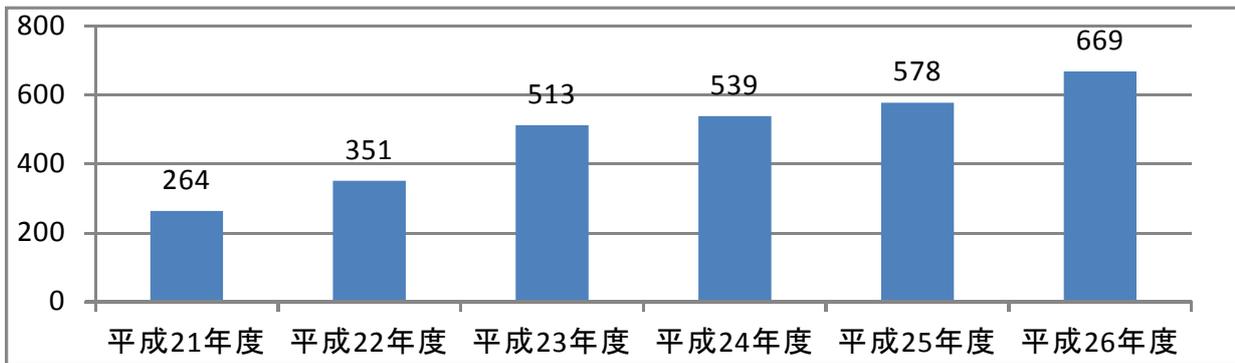


(ウ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する

図3 年度別特定不妊治療費助成申請件数



※平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。平成23年度からは、治療1年度は年3回、2年度目以降は年2回まで、通算5年間まで（但し回数が10回を越えない）の助成となっている。

※申請数は年々増加している。

表5 市町村別申請状況

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成22年	72	85	77	7	2	13	21	12	31	7	12	339
平成23年	125	136	96	9	8	14	32	13	33	18	26	510
平成24年	133	149	96	10	11	7	41	20	36	12	24	539
平成25年	139	158	113	14	5	12	51	12	29	27	18	578
平成26年	141	200	127	11	3	22	44	31	39	24	27	669

(エ) 市町村への権限移譲事業

平成25年度より「未熟児養育医療費助」 「育成医療(自立支援医療費)助成事業」が市町村へ移譲された。

イ 特殊疾病検査

○ 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表6 先天性代謝異常検査における要精査者状況

平成26年度

市町村	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
要精査数	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4
検査結果	異常なし	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	精査中 経過観察中	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
	要治療	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

ウ 長期療養児療育指導事業

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 雇児発第0823001号
 沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

事業内容及び実績

長期療養児の親の学習会及び交流会

対象者：小児慢性特定疾患受給児（慢性心疾患で就学前）の保護者

日 時：平成26年9月25日（土） 午後2時～4時

内 容：テーマ「子どもの心臓病」

～安心して毎日を過ごすために～

- ①医師の講話
- ②保護者の体験談
- ③心臓をまもる会活動紹介

講 師：①県立南部医療センターこども医療センター
 小児循環器内科部長 中矢代真美

- ②保護者代表
- ③心臓をまもる会 沖縄支部代表

参加数：30人（23世帯）

エ 個別支援状況

根 拠：母子保健法第19条

目 的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、主に長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表7 保健所が実施した乳幼児等の母子保健訪問状況

年度	種別	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成22年度	実人員	4	134	4	140	13	26	46	367
	延人員	7	155	4	185	19	44	51	465
平成23年度	実人員	3	87	6	141	7	30	16	290
	延人員	8	95	7	172	14	39	21	356
平成24年度	実人員	2	146	0	163	13	17	1	342
	延人員	2	161	0	200	16	20	1	400
平成25年度	実人員	0	1	0	0	0	0	84	85
	延人員	0	1	0	0	0	0	129	130
平成26年度	実人員	0	0	0	0	1	0	45	46
	延人員	0	0	0	0	1	0	125	126

※平成25年度より未熟児訪問支援が市町村へ権限移譲され、保健所の訪問支援はありません。

※長期療養児の訪問件数は「その他」にいている。（地域保健事業報告では、長期療養児の訪問件数の「乳児」「幼児」とは別となっている）

オ 管内市町村母子保健担当者会議及び研修会

根 拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号・第8号、第8条

目 的：管内市町村および保健所が、母子保健事業を円滑に進め、管内母子保健の向上を図ると共に、母子保健担当職員の力量形成を目指す。

〔会議〕

開催日	内 容	参加者
平成26年 5月30日	1. 母子保健の課題と重点事業について 2. 個別支援の必要なケースの転出入を把握する仕組みについて 3. 市町村より提出された情報交換・確認事項について 4. その他報告	管内市町村 10市町村 (26名)

〔研修会〕

開催日	内 容	参加者
平成26年 9月29日	【母子保健担当者研修会】 事例検討会（グループワーク） 創作事例を使用し、新人保健師・先輩保健師の2つのグループに分けてグループワークを実施。各グループで「何がい気になりますか」「あなたならどうしますか」について意見交換を行った。その後、全体発表をしてもらい、保健所スタッフよりまとめの時間を持った。	管内市町村 9市町村 (25名) 保健所（8名）

〔情報交換会〕

開催日	内 容	参加者
平成27年 1月～2月	【市町村との母子等情報交換会】 1. 母子保健に関する課題と対策に関すること 2. 母子保健事業の取り組みについて 3. 中部保健所管内母子保健情報（母子保健統計等）	管内市町村 沖縄市・金武町 （課長、担当保健師、母子事務担当等）

※各市町村と保健所で年1回情報交換会として会議を開催していたが、平成26年は難病法改正の更新があり、2市町開催となった。

カ 管内ハイリスク妊産婦に関する連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村及び保健所が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

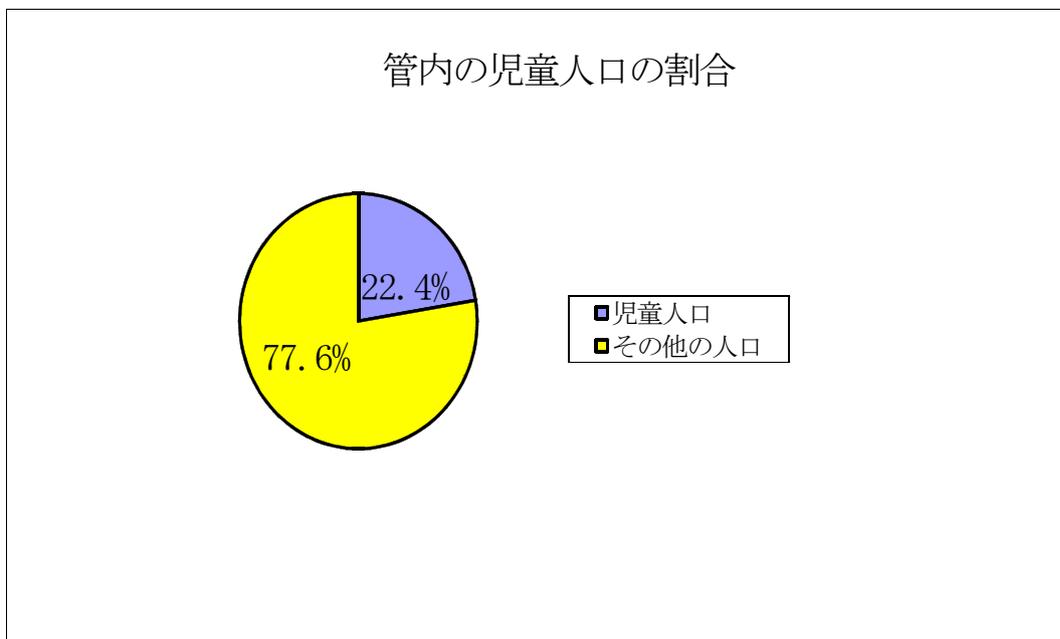
開催日	内 容	参加者
H26年6月24日	第1回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. アンケート結果（市町村・産科医療機関）報告 ・妊婦への禁煙支援の取り組みについて 2. 講話「妊婦の喫煙の現状と支援課題」 講師 県立中部病院総合周産期医療センター医師 3. 意見交換 ・妊婦への禁煙支援の取り組みについて	産科医療機関 8カ所 助産院 1カ所 管内市町村 11市町村 （28名）
H27年1月27日	第2回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. 「妊婦健診、乳幼児健診等データ利活による妊産婦 ・乳幼児支援体制整備事業」データ分析結果について 2. 講話：「妊産婦と禁煙支援」 講師：県立中部病院 禁煙支援看護師 3. 意見交換 ・妊産婦への禁煙支援の取り組みについて	産科医療機関 9カ所 助産院 1カ所 管内市町村 11市町村 （32名）

(2) 児童福祉（地域福祉班）

ア 管内の状況

平成26年3月末現在の管内の18歳未満の人口は112,284人で、管内総人口501,972人の22%が児童人口である。

市町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では沖縄市が最も高く、町村は北谷町、次いで読谷村、宜野座村の順となっている。



市町村別児童人口

平成26年3月末現在

市町村名	総人口	児童人口	比率
宜野湾市	95,706	20,723	21.7%
沖縄市	138,962	33,359	24.0%
うるま市	120,686	25,763	21.3%
恩納村	10,738	1,927	17.9%
宜野座村	5,871	1,345	22.9%
金武町	11,438	2,385	20.9%
読谷村	40,576	9,545	23.5%
嘉手納町	13,801	2,856	20.7%
北谷町	28,614	6,822	23.8%
北中城村	16,723	3,782	22.6%
中城村	18,857	3,777	20.0%
計	501,972	112,284	22.4%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和47年5月15日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表1及び表2のとおりである。

平成26年度における処理として、受付経路別にみて児童の福祉に関する市町村からの相談が多く、次いで児童相談所からの送致となっている。

処理種別としては、助産施設への措置、次いで相談・助言となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表1 受付経路別処理件数 平成26年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通告	その他県関係から通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	合計
0	0	10	0	0	0	4	45	3	5	0	7	74

表2 処理件数 平成26年度

福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	保育所	条法の第22条第2項第3号の報告	送児致童相通知等所への	調査童の委嘱了による	斡旋機・関に介	そ相の談他・助言	合計
0	44	0	0	0	0	0	9	21	74

ウ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成26年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村

北谷町 金武町 恩納村 中城村

監査実施保育所

宜野湾市（うなばら保育所、野嵩保育所、宜野湾保育所）
沖繩市（知花保育所、山内保育所、胡屋あけぼの保育所、
安慶田保育所、嘉間良保育所、泡瀬保育所、
南桃原保育所、越来保育所）
うるま市（石川保育所、安慶名保育所、豊原保育所、与那城
保育所、きむたか保育所）
恩納村（恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所）
宜野座村（宜野座村立保育所）
金武町（金武保育所、浜田保育所、並里保育所、嘉芸保育所）
読谷村（読谷村南保育所、読谷村北保育所、読谷村保育所）
嘉手納町（嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所）
北谷町（上勢保育所、美浜保育所、謝苺保育所）
北中城村（喜舎場保育所）
中城村（吉の浦保育所）

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	4町村	口頭指導	0町村
指導監査実施施設	34施設中	文書指摘	24施設	口頭指導	34施設

エ 助産施設（児童福祉法第7条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第22条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

（ア）助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出産一時金 に係る率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C1	A 及び D 階層を除き 均等割の額のみ	4,500円	30%
C2	市町村民税の課税世帯 所得割の額がある場合	6,600円	

例：市町村非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合
産科医療保障制度の保険料(30,000円)を控除し、390,000円を基とする。

$$2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200円$$

平成27年1月1日出生児以降は、産科医療保障制度の保険料改正
(16,000円)を控除し、404,000円を基とする。

$$2,200 + (404,000 \times 20\%) = 83,000円$$

(ウ) 平成26年度における入所者数：44人

(県立中部病院) 44人

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				備 考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村																	県立助産施設 で助産を実施 した場合、助 産の実施に要 する費用は、 県(福祉保健 所)が支弁し、 自己負担金の 徴収も県が行 う。(H16.4.1)
宜野座村		3				2				1							
金武町	1									1			1	1			
読谷村	2	3			1	1				1			3				
嘉手納町	1					1			1				1				
北谷町	1	1			2					3				9			
北中城村									2				1	1			
中城村		1															
小 計	13				7				9				17				
宜野湾市						1				1							
沖縄市	1					6			2	6			3	7			
うるま市	4	9			3	4			8	2			9	8			
小 計	14				14				19				27				
計	27				21				28				44				

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉（地域福祉班）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付と償還、母子・父子相談業務等を実施している。

ア 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。 ※平成 26 年 10 月から父子家庭も貸付対象となっている。

母子及び寡婦福祉資金貸付状況（平成 26 年度）

No	資金の種類	区分	件数	金額 (円)
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	44	21,992,000
		寡婦	5	1,954,000
4	就学支度資金	母子	11	4,620,000
		寡婦		
5	修業資金	母子	10	5,192,000
		寡婦	1	70,000
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦	1	135,000
8	生活資金	母子	3	1,320,000
		寡婦		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子		
		寡婦		
11	技能習得資金	母子	11	6,240,000
		寡婦		
12	結婚資金	母子		
		寡婦		
合計		母子	79	39,364,000
		寡婦	7	2,159,000

※平成 26 年度は父子福祉資金貸付決定なし

イ 母子・父子及び寡婦相談業務（母子・父子自立支援員）

目的：母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子・父子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導および助言を行っている。

根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法（第 8 条）

当所には、4 名の母子・父子自立支援員が配置されている。

（平成 26 年 10 月より母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ名称変更）

相談・指導内容状況（平成26年度）

相談内容	相談回数
生活一般	118
児童	130
経済的支援等	1,566
その他	0
合計	1,814

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金
 児童・・・養育、教育、非行、就職
 経済的支援等・・・母子福祉資金（貸付、償還）、寡婦福祉資金（貸付、償還）、父子福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子・父子福祉協力員

母子・父子及び寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

エ 母子家庭等に対する支援事業

・「自立支援教育訓練給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の20%（4,001円以上で10万円を上限）を支給。

・「高等職業訓練促進給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活費を支給する（非課税世帯：月額10万、課税世帯7万5千円。なお、平成25年度入学者からは支給期間は上限2年となる。）管内8町村における実績は下記のとおり。 ※父子家庭の父は平成25年度入学者から対象となった。

高等職業訓練促進給付金給付状況

（単位：千円）

年度	対象者数	取得資格（予定）	支給金額	備考
平成23年度	3名	看護師(2)、准看護師(1)、保育士(1)	5,056	金武町・北谷町・中城村
平成24年度	6名	看護師(2)、保育士(3)、作業療法士(1)	6,985	金武町・北谷町・中城村
平成25年度	6名	看護師(2)、保育士(3)、作業療法士(1)	7,324	金武町・北谷町・中城村・読谷村
平成26年度	6名	看護師(2)、保育士(2)、作業療法士(1) 理容師(1)	6,600	金武町・北谷町・読谷村 ・宜野座村
平成27年度 (予定)	5名	看護師(2)、保育士(1)、介護福祉士(1) 理容師(1)	5,900	嘉手納町・読谷村 ・宜野座村

オ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であつて、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

（平成27年8月1日現在）

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	認可(設置)年月日	電話番号	入所人員
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	S49.6.1	(098) 933-2562	4世帯 (9人)

カ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

（平成27年8月31日現在）

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容	電話番号
宜野湾市	久留 蓉子	309	S53.3	○新入学児童激励会及び総会 ○ピクニック○講習会 ○研修会派遣○就労支援事業	892-6525 (社協内)
沖縄市	宇根 梢	170	S52.4	○総会○ビーチパーティ ○クリスマス会○新入学児童激励会 ○定例会	937-1188 (母子会)
うるま市	山城 弥生	612	S53.2	○総会○ピクニック ○新入学児童激励会○講習会 ○ビーチパーティ○クリスマス会	974-9378 (母子会)
恩納村	松田 静子	45	S52	○総会○親子ふれあい視察研修 ○講習会	(090)7585- 3135(会長)
宜野座村	比嘉 明美	8	S43.12	○総会○ピクニック○月見会○遠足	968-8979 (社協内)
金武町	仲間 澄子	17	S58	○総会○講習会 ○新春のつどい○すこやか講座	968-3310 (社協内)
読谷村	宮平 裕子	130	S50.4	○新入学児童激励会○総会○勉強会 ○運動会○クリスマスパーティー ○子ども祭り	958-2939 (社協内)
嘉手納町	津嘉山 京子	50	S53.8	○総会○役員研修○新一年生歓迎会 ○親子サマーキャンプ ○クリスマス会○生け花講習	956-6033 (オレンジキッチン)
北谷町	倉田 艶美	75	S47	○総会○ピクニック○新入学児童激励会 ○講習会○クリスマス会	936-2940 (社協内)
北中城村	石嶺 智子	80	S56	○総会○社会見学○習字教室 ○講演会○母子児童年度末図書贈呈	(090)1875- 9903(会長)
中城村	永山 勝子	50	S58.5	○総会○母子ピクニック ○親子工作教室	895-4081 (社協内)

(4) 配偶者間暴力相談・婦人保護事業（地域福祉班）

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成 23 年 4 月 1 日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に 6 つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

平成 26 年度における当センターでの相談件数は 1,479 件で、平成 25 年度に比べて 438 件増加しており、うち DV を含む相談件数は 1,350 件で全体の 90.4% を占めている。

市町村別相談内訳（平成 26 年度）

市町村名	来所相談		電話相談		出張相談		合計	
		内 DV		内 DV		内 DV		内 DV
那覇市			4	1			4	1
宜野湾市	26	26	117	115	3	3	146	144
石垣市			3	3			3	3
浦添市	3	3	12	12			15	15
名護市			4	2			4	2
沖縄市	70	63	247	219	6	5	323	287
豊見城市			1	1			1	1
うるま市	55	54	318	282	11	11	384	347
宮古島市			2	2			2	2
南城市			1	1			1	1
恩納村	3	3	38	38			41	41
宜野座村	4	4	23	14			27	18
金武町	3	3	29	27			32	30
読谷村	20	19	111	106	3	3	134	128
嘉手納町	6	6	33	33	3	3	42	42
北谷町	30	28	148	124	6	6	184	158
北中城村	15	15	53	49	1	1	69	65
中城村	6	6	42	41	1	1	49	48
西原町			2	2			2	2
与那原町			1	1			1	1
南風原町			4	4			4	4
南部地区							0	0
中部地区	1	1	1	1			2	2
北部地区			3	3			3	3
県外	1	1	3	3			4	4
不定・不明			2	1			2	1
計	243	232	1,202	1,085	34	33	1,479	1,350

* 内DV＝相談内容にDVを含むものの再掲

保護命令申立件数（平成 26 年度）

市町村名	合計	保護命令(新規・再度)						
		新規	再度	配偶者			生活の本拠を共にする	
				夫	内夫	元夫	交際相手	元交際相手
宜野湾市	3	3	0	3	0	0	0	0
沖縄市	5	3	2	3	0	2	0	0
うるま市	9	7	2	5	1	3	0	0
読谷村	2	1	1	1	1	0	0	0
嘉手納町	1	0	1	0	0	1	0	0
北谷町	2	2	0	1	0	1	0	0
北中城村	1	1	0	1	0	0	0	0
西原町	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	17	6	14	2	7	0	0

* 当センター保護命令申立申請はすべて計上（取下ケースも含む）

* 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については平成 26 年 1 月から DV 法の適用対象

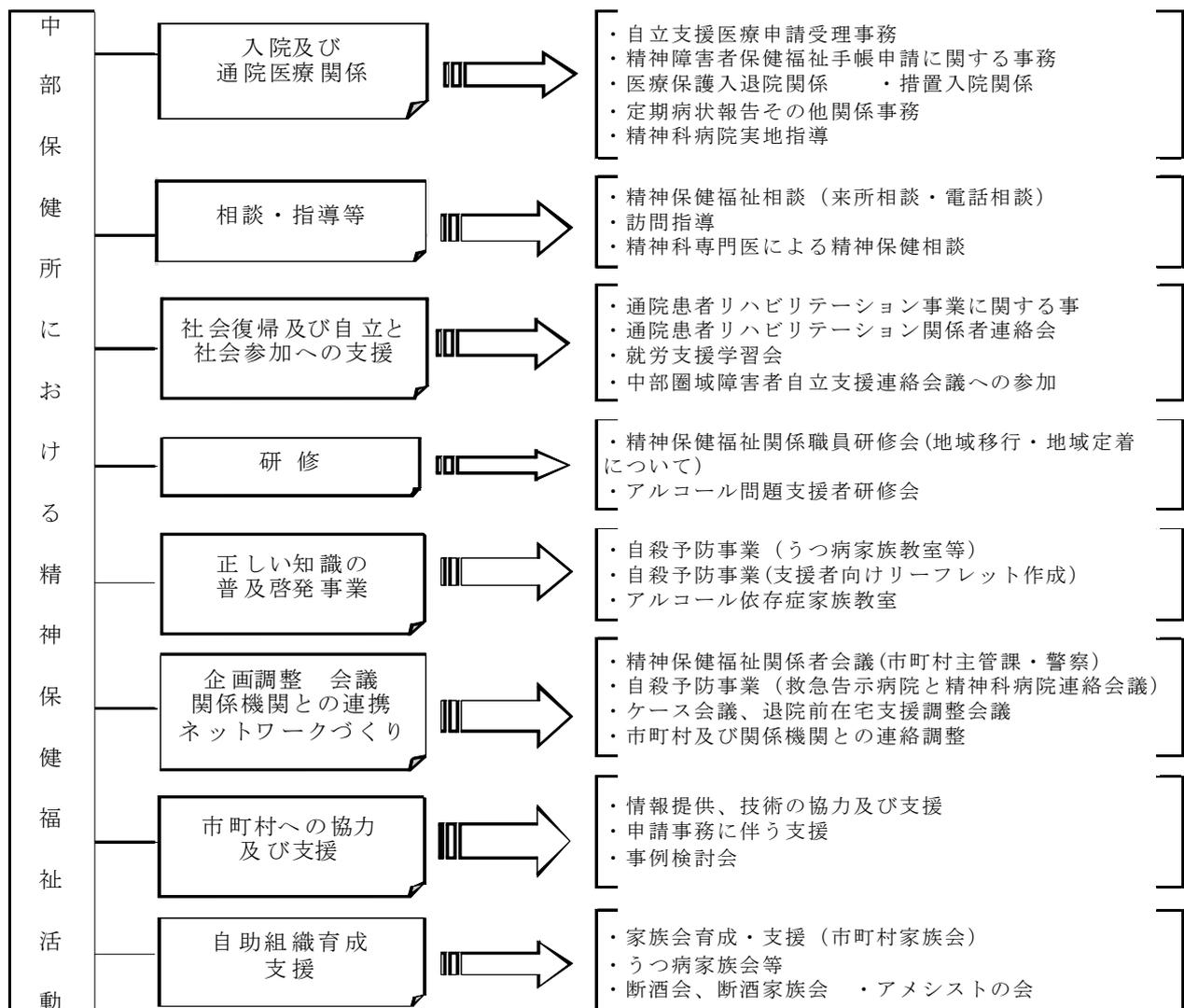
2 障害者支援

(1) 精神保健福祉（地域保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。

精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。

平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。また、平成23年保健医療計画に記載する4疾病5事業の5疾病目に精神疾患が追加されることになり、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行した。平成25年精神保健福祉法改正に伴い、保護者制度の廃止、医療保護入院における、入院手続き等の見直し等がされた（平成26年4月施行）。保健所では下記の事業を行っている。



ア 入院及び通院医療に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者総合支援法第52条

目的：精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法により90%を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行した。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定され、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1 市町村別・疾病別自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況 平成26年度

市町村	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	（脳器質性精神障害を除く） 認知症	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	733	996	237	74	23	10	1	2	0	46	147	117	3	123	0	2,512
沖縄市	1,454	1,585	411	146	21	20	0	10	0	105	317	225	8	237	0	4,539
うるま市	1,454	1,131	397	117	11	45	0	5	0	80	235	243	16	144	0	3,878
恩納村	122	66	31	4	1	5	1	1	0	0	17	11	1	12	0	272
宜野座村	36	30	14	1	0	0	0	2	0	1	8	5	0	5	0	102
金武町	144	73	31	18	4	3	0	1	0	5	29	16	1	13	0	338
読谷村	399	332	115	36	4	15	1	4	1	22	43	51	1	50	0	1,074
嘉手納町	119	106	43	26	1	2	0	1	0	6	17	21	1	12	0	355
北谷町	231	269	48	18	5	4	0	1	0	10	53	45	1	44	0	729
北中城村	143	143	61	12	1	4	0	0	0	5	33	23	3	16	0	444
中城村	183	137	63	11	0	2	0	0	0	14	31	23	0	26	0	490
合計	5,018	4,868	1,451	463	71	110	3	27	1	294	930	780	35	682	0	14,733

*平成26年4月1日～平成27年3月31日の間に有効期間のあった方の数字である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。本人の申請により交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2 市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況 平成26年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	280	666	507	26	13	49	208	41	74	54	53	1,971
2級	712	1,210	952	65	31	103	201	72	170	90	112	3,718
3級	182	392	214	12	4	19	79	19	73	31	32	1,057
合計	1,174	2,268	1,673	103	48	171	488	132	317	175	197	6,746

*平成26年4月1日～平成27年3月31日の間に有効期間があった方の数字である。

(ウ) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条1項入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で本人の同意が得られないため保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3 医療保護入院者数

	症状性を含む器質性精神障害 (F0)				精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)				統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 (F2)	気分(感情)障害 (F3)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	成人のパーソナリティ及び行動の障害 (F6)	精神遅滞(知的障害) (F7)	心理的発達障害 (F8)	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定の不能の精神障害 (F9)	その他	合計	
	計	アルツハイマー型認知症 (F00)	血管性認知症 (F01)	左記以外の症状性を含む器質性精神障害 (F02)	計	アルコール使用による精神及び行動の障害 (F10)	覚せい剤使用による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
平成25年度	636	379	161	96	60	55	0	5	660	115	20	0	0	5	5	3	5	0	1,509
平成26年度	533	316	102	115	72	60	0	12	562	116	8	0	1	22	5	3	3	0	1,325
宜野湾市	47	34	6	7	3	2	0	1	43	9	0	0	0	0	0	0	0	0	102
沖縄市	123	76	21	26	30	26	0	4	157	35	0	0	1	2	1	0	1	0	350
うるま市	168	98	39	31	17	14	0	3	151	19	3	0	0	5	3	3	0	0	369
恩納村	4	3	1	0	0	0	0	0	9	3	0	0	0	1	0	0	1	0	18
宜野座村	4	3	0	1	1	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11
金武町	26	16	2	8	2	2	0	0	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	53
読谷村	22	13	3	6	4	3	0	1	42	10	3	0	0	0	0	0	0	0	81
嘉手納町	6	0	4	2	3	2	0	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	22
北谷町	35	20	3	12	2	2	0	0	19	8	1	0	0	0	0	0	0	0	65
北中城村	29	13	9	7	0	0	0	0	21	2	1	0	0	2	0	0	0	0	55
中城村	27	13	8	6	0	0	0	0	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	43
その他	42	27	6	9	10	9	0	1	65	25	0	0	0	12	1	0	1	0	156

* 精神保健福祉法第33条第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者より届出のあった医療保護入院者を計上

(エ) 精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、通報、届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認められた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4 精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請・通報・届出等件数				診察を受けた者			調査により診察不要と認められた者	酌量規制法による通報
	合計	一般人の申請 (法第22条)	警察官通報 (法第23条)	精神病院管理者の届け出 (法第26条の2)	計	要措置 (法第29条)	措置不要		
平成25年度	36	0	36	0	13	13	0	23	0
平成26年度	50	0	49	1	15	14	1	35	0

(オ) 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号
厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長
連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰・社会参加の

促進を図るため、精神科病院の实地指導(实地審査を含む)を行っている。

特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。平成26年度は、平成26年11月～平成27年1月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

(沖縄県精神科病院实地指導要領抜粋)

- ①前年度の实地指導に対する改善状況について
- ②精神科病院内の設備等について
- ③医療環境について
- ④精神保健指定医について
- ⑤指定病院について
- ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦特例措置について
- ⑧入院患者の通信面会について
- ⑨入院患者の隔離及び身体拘束について
- ⑩入院患者の隔離・身体拘束等の行動制限に関する一覧性のある台帳の整備について
- ⑪入院患者等のその他の処遇について
- ⑫その他

イ 相談指導等

(ア) 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

根拠：精神保健福祉法第47条・48条

精神保健福祉相談員や保健師が、本人や家族・関係者からの相談(来所・電話)に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関する事、社会復帰に関する事、その他等である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関する事、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。

又、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげたり、事例検討により、支援内容の検討を行っている。

表5 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

年度	形態	実人員	計	老人 精神保健	社会復帰	アル コール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の健康 づくり	その他
平成 24年度	電話		1809	20	69	221	27		8	170	1294
	来所	291	420	2	20	71	9		3	73	242
	訪問	115	280		27	18	1		2	18	214
平成 25年度	電話		1696	6	111	138	23	11	12	32	1363
	来所	258	377	1	22	49	7	7	4	18	269
	訪問	100	265		96	10	1	1		2	155
平成 26年度	電話		2176	10	84	146	14	16	6	22	1878
	来所	204	390	1	11	52	2	12	2	6	304
	訪問	125	330		35	12	5		1		277

(イ) 精神科医による精神保健相談（精神保健福祉法第47条）

精神科医による医学的な判断や指導助言により、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

平成26年度は6回開催、6件の相談を行った。相談者は、家族のみの相談が最も多く3件。相談内容は、「治療の必要性」「対応について」が同数で最も多く3件であった。（複数回答）

ウ 社会復帰事業

(ア) 通院患者リハビリテーション事業

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。

沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始している。

表6 通院患者リハビリテーション事業利用状況 平成26年度

訓練時期	申込者 (人)	決定者 (人)	協力事業所 (件)	協力事業所の業種
前期 (H26.4/1～9/30)	6	6	5	・農園 ・介護福祉施設 ・再生資源回収業 ・レストラン ・ゴルフ場
後期 (10/1～H27.3/31)	4	4	4	
合計	10 (6)	10 (6)	9 (5)	

前期6人、後期4人の申し込みがあり、全員が決定し、訓練を開始した。

< 訓練結果 >

平成26年度の訓練者実数は6人、延数は10人、訓練結果は表7のとおりである。

表7 通院患者リハビリテーション事業結果内訳 平成26年度

訓練終了者（訓練中止者等も含む）											（人）		訓練 継続者 D	訓練者 実数 C+D=E	
就労			就労以外								合計 A+B=C				
契約 訓練 事業 所と 雇用 （パート も含）	契約 他の 事業 所で 雇用	小計 A	訓練 を 利用 の 他の 就 労	社 適 等 の 他 の 就 労	型 ・ 練 （ B 型） ） を 利用	総 合 支 援 法 の 就 労	入 所 生 活 訓 練 施 設 へ	訓 練 中 止 し 在 宅	入 院	死 亡		そ の 他	小計 B	A+B=C	
	1	1					2	1				3	4	2	6

(イ) 通院患者リハビリテーション事業関係者連絡会

目的：保健所と協力事業所や関係機関が、訓練生への対応について意見交換し、今後の対応について検討することで通院患者リハビリテーション事業を効果的に推進することが出来るようになる。

対象：協力事業所の事業主や主たる指導者

訓練生を支援している医療機関、市町村、地域支援センター等の支援者

日時：平成26年12月3日（水）午後3時～4時半

内容：①報告「平成25年度通院患者リハビリテーション事業実績について」

②意見交換「訓練生への対応について」

参加数：8人

(ウ) 精神障害者就労支援学習会

目的：就労に関心がある精神障害者や通院患者リハビリテーション事業の訓練生が、働くことの意義を学び、就労意欲を高め、就労訓練へ参加し、継続出来るよう促進する。

対象：通院患者リハビリテーション事業利用者及び事業所職員

就労に関心がある精神障害者

デイケア、デイナイトの利用者及び職員

地域活動支援センター利用者及び相談員

保健所が支援している「就労継続支援B型事業所の利用者」及びその職員

市町村で精神障害者の就労支援についての相談を受けている担当者

日時：平成26年8月26日（火）午後2時～4時

内容：①講話「働くということを考える」

講師：地域活動支援センターたんぽぽ 熊谷 晋 氏

②体験発表 当事者1人

③参加者交流・情報交換（グループワーク）

④精神障がい者の就労支援制度について

参加者：43人

エ 研修

(ア) 精神保健福祉関係職員研修会

目的：精神障害者の地域移行支援を円滑に行うため、専門知識や技術を習得することを目的とする。

対象：管内市町村担当職員及び精神科病院に従事する病棟看護師、訪問看護師、地域連携室担当者など

表8 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
平成26年 12月1日 (月) 14:00 ～16:30	<p>テーマ：「出来る事から始めよう、地域移行支援」</p> <p>①精神障害者の地域移行とは 講師：うるま市地域生活支援センターあいあい所長 比嘉 智子氏</p> <p>②実際紹介～地域との交流から～ コーディネーター うるま市地域生活支援センターあいあい所長 比嘉 智子氏</p> <p>・新垣病院の実践 精神保健福祉士 道下あかね氏 ・玉木病院の実践 精神保健福祉士 川平 哲郎氏</p> <p>③体験発表 うるま市地域生活支援センターあいあいピアサポーター 島袋 義輝氏 荻堂 盛竹氏</p> <p>④情報交換</p>	47

オ 普及啓発事業

(ア) 自殺予防事業

a うつ病家族教室

根拠法：自殺対策基本法 第4条 12条

目的：うつ病当事者を支える家族が、うつ病に対する知識や理解を深め、また

家族同士の交流や情報交換を行うことにより家族自身の回復を図り、無理なく適切なサポートができるようになる。

対象者：うつ病と診断され治療中（入院・通院）の方の家族

表9 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
平成26年 7月17日（木）	・講話「うつ病の理解について」 講師：久場 禎三（沖縄中央病院医師） ・参加者交流「自己紹介、情報交換他」	14
平成26年 7月24日（木）	・講話「家族の接し方について」 講師：宮城 聡（新垣病院臨床心理士） ・参加者交流「普段感じていること困っていること」	10
平成26年 7月31日（木）	・体験発表 家族会「スマイル」会員 ・参加者交流、家族会紹介 「参加しての感想、講話を聞いて実践したこと、してみたいこと」	10

b うつ病家族会 定例会

平成26年度より、自主運営にて活動している。

日時：毎月第3土曜日 午後2時～3時半

場所：読谷村・ういずあす（読谷村古堅851）

(イ) アルコール依存症の家族教室

目的：家族が「アルコール依存症」についての正しい知識および本人への対応を学び、家族同士の情報交換や交流を図ることでお互いに支え合い、一日も早い回復を目指すことを目的とする。

対象：管内市町村の居住者で、アルコールの問題を抱えている・悩んでいる家族

表10 教室内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数	
1 回目	平成26年 6月5日（木） 14時～16時	講話と参加者交流会 テーマ：「アルコール依存症の理解と家族の対応」 講師：琉球病院 医師 福田貴博、沖縄県断酒連合会員	17
	平成26年 6月12日（木） 14時～16時	講話と参加者交流会 テーマ：「アルコール問題を抱える家族の対応」 講師：琉球病院 心理療法士 山田豊、沖縄県断酒連合会断酒家族会員	22
2 回目	平成26年 11月27日（木） 14時～16時半	講話と参加者交流会 テーマ：「アルコール依存症の理解」 講師：玉木病院 医師 佐藤志恒、沖縄県断酒協議会員	7
	平成26年 12月4日（木） 14時～16時半	講話と参加者交流会 テーマ：「アルコール問題を抱える家族の対応」 講師：琉球病院 心理療法士 山田豊、沖縄県断酒連合会断酒家族会員	10

(ウ) アルコール関連問題地域職員研修会

目的：アルコール関連問題の相談を受ける機会がある支援者が、アルコール依存症の基本的理解や相談への対応方法を学び、相談者へ適切に対応できることを目的とする。

対象：管内市町村の保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、女性相談員、生活保

護ワーカー、相談支援事業所の相談担当者等

表11 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
平成26年 10月29日（水） 10時～12時	講話及びグループワーク 講話：「アルコール関連問題の基本的理解と初回相談対応について」 講師：琉球病院 看護師長 古川房予	60

カ 関係機関との連携

精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、中部管内の関係機関と連絡会議等を開催している。

(ア) 精神保健福祉に関する会議

a 警察署との連絡会議

表12-1 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成24年度	5月28日	① 中部管内における通報状況と処理結果 ② 警察署と保健所の連携 ・ 精神保健福祉法24条について ・ 酌酩者規制法7条について ・ 情報提供について ③ 心神喪失者医療観察法について ④ 情報交換	計17名： ・ 警察署6名 （5署） ・ 那覇保護観察所 3名 ・ 保健所8名
平成25年度	5月24日	① 中部管内における通報状況と処理結果 ② 警察署からの相談事例について ③ 「24条通報に準じた通報」について ④ 心神喪失者医療観察法について ⑤ 情報交換	計17名： ・ 警察署7名 （4署・県警） ・ 那覇保護観察所 2名 ・ 保健所8名
平成26年度	5月24日	① 中部管内における通報状況と処理結果 ② 精神保健福祉法（改正・34条）について ③ 特異事案連絡票について ④ 医療観察法に基づく対応について ⑤ 情報交換	計18名： ・ 警察署8名 （5署） ・ 那覇保護観察所 2名 ・ 保健所8名

b 精神保健福祉市町村主管課長・担当者会議

表12-2 内容及び参加状況

年度	日時	内容	参加者
平成25年度	5月24日	① H24年度精神保健福祉事業実績及びH25年度計画について（保健所・市町村） ② 精神保健福祉相談の現状について ③ 市町村が同意する医療保護入院について ④ 障害者自立支援医療費（精神通院）の事務処理について	計19名 10市町村
平成26年度	5月30日	① H25年度精神保健福祉事業実績及びH26年度計画について（保健所・市町村） ② 精神保健福祉相談の体制及び対応について ③ 精神障害者に地域移行・地域定着についての情報交換（県の調査に基づく退院希望者の実名公表後の取り組みについて） -医療機関合同- ④ 精神保健福祉法改正について	計43名 ・ 8市町村 （13人） ・ 8医療機関 （17人） ・ 精神保健福祉センター1人

(イ) 自殺対策に関する会議

根拠：自殺対策基本法第2条、自殺総合対策大綱

経緯：中部管内における「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の実態把握と医療提供体制の課題を明らかにするため、平成24年度に救急告示病院と精神科病院へのアンケート調査を行った。

調査の結果、救急告示病院と精神科病院の連携の仕組み作りが必要であることが明らかとなり、今年度、連絡会議を開催するに至った。

目的：中部管内の救急告示病院と精神科医療機関における課題を共有し、解決策や連携のあり方の検討を通して、中部管内の連携の仕組みを構築することを目的とする。

表13 内容及び参加状況

中部保健所管内における救急告示病院と精神科医療機関との連絡会議	平成26年 10月20日	「中部管内の救急室を受診する精神疾患患者等の救急室実態調査」「救急告示病院から精神科病院へ紹介のあった自殺企図者及び身体合併のある精神疾患患者の中部管内の実態について」の結果報告と意見交換	救急告示病院4カ所 精神科病院6カ所 (26名)
	平成27年 2月9日	事例を基にした意見交換 ①自殺をほのめかす（おそれのある）患者への対応、緊急性の判断について ②救急から精神科へ、精神科から救急へのスムーズな連携について ③背景にアルコール問題のある患者対応について ④病院以外の関係機関との連携について、治療を拒否する精神疾患患者への対応について	救急告示病院4カ所 精神科病院6カ所 (27名)

(ウ) 退院前在宅支援調整会議及びケア会議など

根拠：精神保健及び精神障害者に関する法律38条、47条

精神科病院に対する指導監督等の徹底について

(平成10年3月3日障第113号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

表14 参加状況

	精神保健福祉法関連					医療観察法 関連	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他		
H24年度	62	39	16	7		28	88
H25年度	95	33	23	3	36	45	140
H26年度	79	16	19	6	38	57	136

キ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して必要な助言、援助

を行い育成、支援している。

表15 家族会活動状況

平成26年9月現在

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
中部地区精神療養者家族会 野菊の会	毎月 最終火	沖縄市 社会福祉センター	定例会	H2.2月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	毎月 第3木	作業所ゆい (うるま市)	定例会 作業所運営	H18.4月
読谷村 精神療養者家族会	毎月 第2木	読谷村 総合福祉センター	定例会 ゆんたく会	H6.4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月 第2木	嘉手納町 総合福祉センター	定例会	H9.11月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	毎月 第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16.4月
金武町 いっぺいの会	月により変 更あり	金武町 総合保健福祉センター	定例会	不明
うつ病家族会 スマイル	毎月 第3土	読谷村・ういずあす	定例会	H22.1月

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表16 管内断酒会開催状況

平成26年11月現在

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
沖縄断酒友の会 (県断酒協議会)	毎週(木)	19:00 ～ 21:00	中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒友の会 (県断酒連合会)	毎週(金)		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 (身障者断酒会)	毎月第2(土)		沖縄市かりゆし園	H5年発足
中部アメシストの会 (女性の会)	毎週(火)		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 (たけのこ)	毎月第3(火)		沖縄市かりゆし園	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 (ひまわり)	毎月第1(月)		沖縄市保健相談センター	H18年9月発足
読谷断酒会	毎週(月)		読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
石川断酒会	毎週(火)		石川保健相談センター	S62年9月発足
具志川断酒会	毎週(金)		うるま市健康福祉センターうるみん	H7年9月発足会
北谷断酒会	毎週(木)		北谷町保健相談センター	H13年発足
宜野湾断酒新生会	毎週(火)		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
宜野湾・愛知断酒会	毎週(火)		玉木病院	H22.3月発足

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（地域福祉班）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる。

区分	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢 体 不 自 由	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
		体幹障害			1級～3級、5級
	自由	乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級～7級
			移動機能		1級～7級
	内 臓	心臓機能障害			1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級			
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

障害別市町村別身体障害者数

(平成26年3月31日現在)

No.	市町村名	視覚	聴覚	平衡	音言そ	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	合計
1	宜野湾市	159	366	2	49	1,524	1,172	282	42	82	3	3,681
2	沖縄市	362	720	2	80	2,839	1,785	544	142	143	4	6,621
3	うるま市	351	704	2	71	2,376	1,648	431	101	151	2	5,837
4	恩納村	37	48	0	4	203	110	37	8	12	0	459
5	宜野座村	25	35	0	4	100	55	18	2	7	1	247
6	金武町	38	62	0	4	254	148	36	11	6	0	559
7	読谷村	92	199	2	15	729	402	131	30	49	1	1,650
8	嘉手納町	47	65	0	8	333	164	48	12	21	0	698
9	北谷町	43	106	1	16	466	280	79	17	20	1	1,029
10	北中城村	35	75	0	6	274	173	40	7	18	1	629
11	中城村	44	91	2	10	324	194	56	11	13	1	746
	計	1,233	2,471	11	267	9,422	6,131	1,702	383	522	14	22,156

(沖縄県身体障害者更生相談所の統計より抜粋)

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

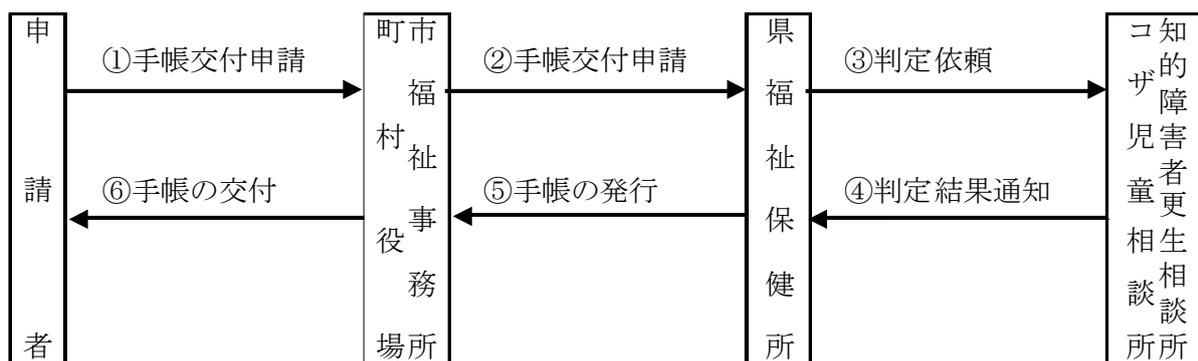
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

（ア）交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



（イ）平成26年度の市町村別・障害程度別の療育手帳交付状況

障害程度	宜野湾市	沖縄市	うるま市	市部計	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	郡部計	合計
A1	67	136	117	320	10	7	16	29	11	16	16	14	119	439
A2	165	307	304	776	14	6	28	89	33	55	29	38	292	1,068
B1	214	373	312	899	37	18	33	102	44	73	32	36	375	1,274
B2	290	555	455	1,300	20	19	50	150	68	108	42	68	525	1,825
計	736	1,371	1,188	3,295	81	50	127	370	156	252	119	156	1,311	4,606

エ 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	H27年4月から 26,620円	受給者本人及び配偶者・扶養義務者について所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	H27年4月から 14,480円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	H27年4月から 14,480円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	(単位：人、円)			
						左の内訳（平成26年度）			
						特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当（経過措置）	計
恩納村	13	16	19	19	13	7 2,341,280	6 1,131,920	0 0	13 3,473,200
宜野座村	4	4	5	5	2	0 0	2 509,360	0 84,920	2 594,280
金武町	17	19	23	26	26	12 3,745,920	12 2,122,000	2 339,520	26 6,207,440
読谷村	102	101	99	96	97	55 16,336,320	40 6,960,120	2 339,520	97 23,635,960
嘉手納町	27	30	30	27	26	19 5,879,040	6 1,075,200	1 169,760	26 7,124,000
北谷町	71	75	76	83	98	49 13,448,400	49 7,893,720	0 0	98 21,342,120
北中城村	38	41	47	50	54	36 10,561,440	17 2,588,820	1 169,760	54 13,320,020
中城村	30	35	37	44	44	28 8,714,480	15 2,475,620	1 169,760	44 11,359,860
合計	302	321	336	350	360	206 61,026,880	147 24,756,760	7 1,273,240	360 87,056,880

オ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 平成27年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	4	1	0	5	0	4	4	0	18
掛金免除者（再掲）	4	1	0	5	0	3	2	0	15

心身障害者扶養共済年金受給状況 平成27年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
0	1	1	2	1	0	1	1	7

カ 障害者総合支援法等に基づく実地指導

自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、市町村の自立支援給付等支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針として、平成19年度より実地指導を行っている。

また、障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として、平成19年度より実地指導を実施している。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成26年度	
	指導箇所	指導結果
宜野湾市		文書指摘： 14件
沖縄市		
うるま市	○	
恩納村	○	
宜野座村	○	
金武町		
読谷村		
嘉手納町	○	
北谷町		
北中城村	○	
中城村		
計	5箇所	

※○印は、実施箇所

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

事業種別	平成26年度	
	指導箇所	指導結果
居宅介護・重度訪問介護	4	文書指摘： 160件
同行援護	1	
行動援護		
療養介護		
生活介護	2	
短期入所	1	
重度障害者等包括支援		
共同生活介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）	1	
就労移行支援	3	
就労継続支援A型	3	
就労継続支援B型	6	
共同生活援助	3	
相談支援		
児童発達支援	3	
放課後等デイサービス	3	
障害児相談支援		
計	30	

キ 障害者総合支援法等に基づく相談支援事業等について

障害者総合支援法等に基づき様々な福祉サービスが一体的に提供されているが、障害のある方が地域社会において当たり前のように生活していくためには、ニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会的資源の改善・開発を行う相談支援事業が不可欠な業務であることから、相談支援事業は住民に身近な市町村が主な実施主体となっている。

平成24年4月、市町村の相談支援事業に加え、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援が導入され、相談支援体系の充実強化が図られた。また、相談支援の中核をなす自立支援協議会が法定化されたことから、今後も協議会の更なる活性化が必要である。圏域では、引き続き圏域アドバイザーと連携して市町村自立支援協議会の運営に対して助言等を行い、圏域の相談支援体制の構築・強化に努めていく（管内全市町村に自立支援協議会設置済み）。

また、中部圏域の障害児・者及びその家族に対する相談支援体制の強化を目的に中部圏域障害者自立支援連絡会議を設置している。当会議には、療育・教育部会、就労部会、住まい地域支援部会、相談支援部会があり、関係機関の協力のもと、各部会それぞれの課題解決に向け活発に取り組んでいるところである。

他にも、隔月で開催している中部地区障害者関係機関ネットワーク会議においては、講演や情報交換等を行い、中部圏域の相談支援体制の強化と関係機関のネットワーク構築を図るとともに、相談支援従事者等研修を4回実施し、相談支援専門員等の資質向上にも力を入れている。

(3) 難病対策事業（地域保健班）

事業根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）

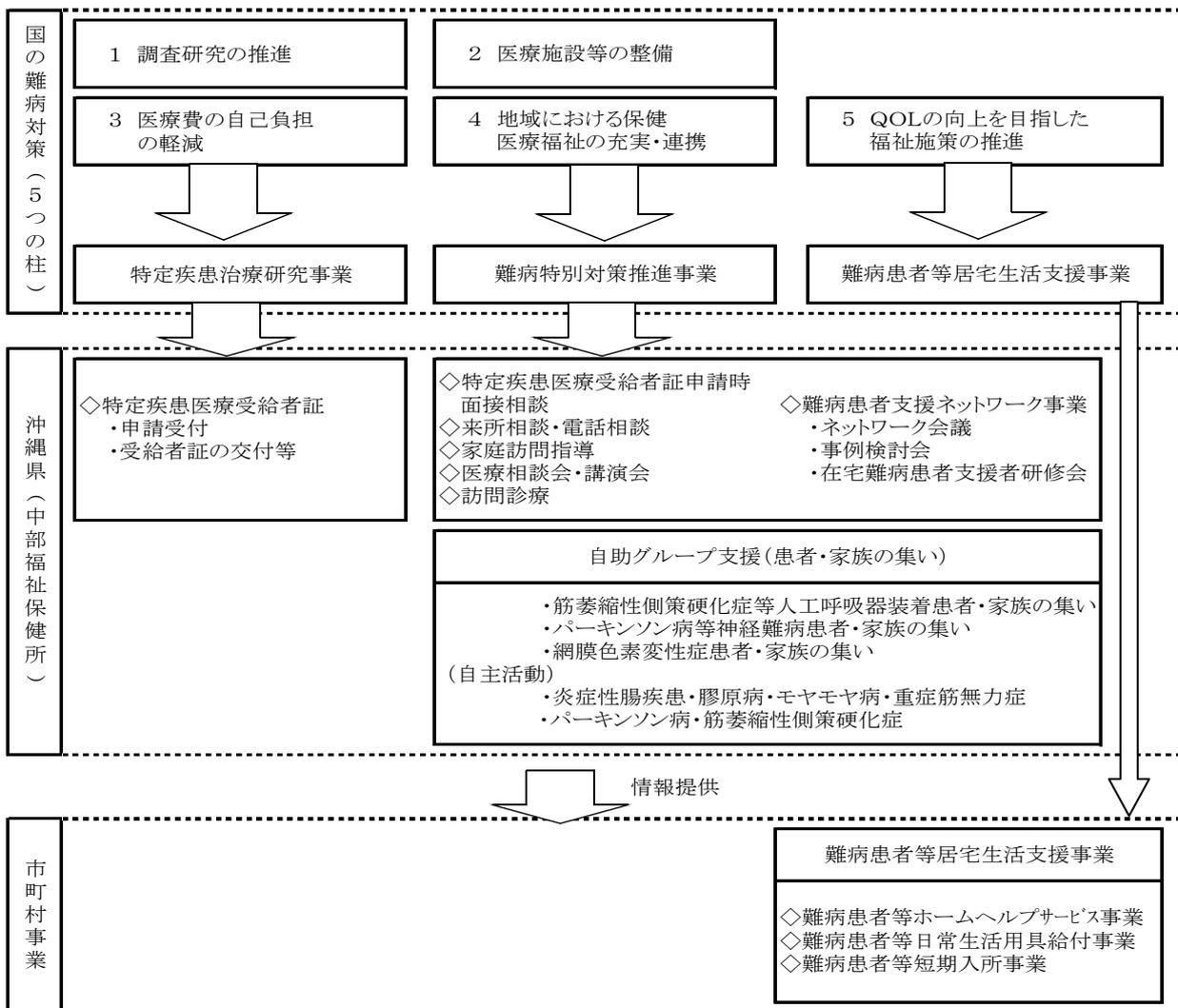
難病（特定疾患）の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患が特定治療研究事業の対象となった。平成26年5月23日「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、110疾患が追加され平成27年1月1日施行された。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業

(ア) 特定疾患医療受給者証交付状況

(平成26年度)

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県		
		H26					H25	H24	H26	H25
		新規	継続	合計	重症	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
1	球脊髄性筋萎縮症								1	1
2	筋萎縮性側索硬化症	3	38	41	9	25	38	38	107	105
3	脊髄性筋萎縮症		12	12	4	1	8	5	23	16
5	進行性核上性麻痺		62	62	33	4			149	
6	パーキンソン病	8	390	398	148	2	475	457	1,157	1,315
7	大脳皮質基底核変性症	1	39	40	17				90	
8	ハンチントン病		7	7	2		8	6	12	16
10	シャルコー・マリー・トゥース病		1	1					3	
11	重症筋無力症		87	87	2	1	77	82	246	228
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎		38	38	6		32	25	87	78
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		8	8			6	5	37	33
15	封入体筋炎								1	
17	多系統萎縮症		37	37	20	3	34	35	98	90
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)		47	47	18	1	47	46	134	135
19	ライゾゾーム病		5	5		1	4	3	18	17
20	副腎白質ジストロフィー		4	4	1		5	5	6	8
21	ミトコンドリア病	1	12	13	2	1	10	9	24	16
22	もやもや病		45	45	4		44	39	108	108
23	プリオン病	4		4	3	1	5	6	9	10
24	亜急性硬化性全脳炎	3	1	4	3	1	4	4	11	11
26	HTLV-1関連脊髄症	1	6	7					17	
28	全身性アミロイドーシス		3	3			4	3	17	18
30	遠位型ミオパチー		1	1					1	
33	シュワルツ・ヤンペン症候群								1	
34	神経線維腫症						6	5	24	27
35	天疱瘡		29	29			23	23	76	71
36	表皮水疱症	1	1	1	1		1	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)		5	5			4	3	30	25
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群								1	
40	高安動脈炎		27	27	1				81	
42	結節性多発動脈炎		8	8			37	29	31	100
43	顕微鏡的多発血管炎	1	32	33	1				79	
44	多発血管炎性肉芽腫症		8	8					24	
45	好酸化性多発血管炎性肉芽腫症								1	
46	悪性関節リウマチ		16	16	2		14	14	53	46
47	バージャー病		23	23			24	27	66	68
49	全身性エリテマトーデス		375	375	22	2	367	364	1,078	1,065
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	3	83	86	1		143	131	214	416
51	全身性強皮症		71	71	4				218	
52	混合性結合組織病	2	50	52			51	51	151	156
53	シェーグレン症候群		3	3					9	
54	成人スチル病		3	3					8	
55	再発性多発軟骨炎		1	1					4	
56	ベーチェット病	7	36	43	3		44	41	111	108
57	特発性拡張型心筋症		93	93	9	1	99	93	385	391
58	肥大型心筋症		1	1			2	2	12	12
60	再生不良性貧血		22	22			23	22	78	83

疾患番号	疾患名	管内						沖縄県		
		H26					H25	H24	H26	H25
		新規	継続	合計	重症	人工呼吸	合計	合計	合計	合計
61	自己免疫性溶血性貧血								1	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症								1	
63	特発性血小板減少性紫斑病	1	55	56	1		61	54	167	176
65	原発性免疫不全症候群		4	4			4	5	18	16
66	IgA 腎症		3	3					11	
67	多発性嚢胞腎		1	1					3	
68	黄色靭帯骨化症	6	9	15			12	6	62	52
69	後縦靭帯骨化症	3	85	88	16		90	82	326	335
70	広範脊柱管狭窄症	2	26	28	1		34	33	83	86
71	特発性大腿骨頭壊死症		53	53	3		48	46	126	131
72	下垂体性ADH分泌異常症	2	2	4					16	
74	下垂体性PRL分泌亢進症	2	4	6					9	
75	クッシング病		2	2					5	
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		1	1					4	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	11	12					26	
78	下垂体前葉機能低下症		19	19					76	
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		1	1			1	1	2	2
84	サルコイドーシス		40	40	1		37	40	139	134
85	特発性間質性肺炎	1	20	21	1		25	22	75	87
86	肺動脈性肺高血圧症		13	13	1		16	13	42	36
88	慢性血栓性肺高血圧症		4	4			2	2	14	15
89	リンパ管筋腫症								5	4
90	網膜色素変性症	1	116	117	24		115	110	455	438
91	バッド・キアリ症候群		4	4			2	2	8	7
92	特発性門脈圧亢進症								1	
93	原発性胆汁性肝硬変	4	123	127	1		120	107	369	345
94	原発性硬化性胆管炎								1	
95	自己免疫性肝炎		5	5					12	
96	クローン病	6	135	141	2		140	138	400	379
97	潰瘍性大腸炎	3	404	407			393	367	1,154	1,089
	重症急性膵炎	2	2	4	4		14	13	19	48
	合計	68	2,872	2,940	371	44	2,753	2,615	8,722	8,154

※ 「重症」「人工呼吸器装着」は再掲

※ 平成27年1月より54疾患追加され、110疾患が医療費公費負担の対象となる

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：患者家族が療養生活を充実させるために必要な知識を習得し、医療および日常生活に関する悩みを軽減できる。また、同じ疾患を持つ患者家族間で情報交換・交流を図り、在宅療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
(平成26年度)

対象疾患名	講師名	参加者数
全身性エリテマトーデス	比嘉 啓 先生 (首里城下町クリニック)	18名

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的サービスを提供し、患者のQOL向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。
(平成26年度)

日時	対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
H26年 7月11日	パーキンソン病	住宅改修や自宅でのリハビリ、転倒予防	転倒防止のための日常生活動作やリハビリ指導、手すり等の適切な設置場所の指導	理学療法士 保健師
7月16日	筋萎縮性側索硬化症	自宅でのリハビリや転倒予防、補助具について	転倒予防のための日常生活動作、手すりの位置、グリップの選択等の指導	

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

疾患別訪問状況 (平成26年度)

疾患名	実数	延数
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	33	95
多系統萎縮症	6	22
脊髄小脳変性症	1	1
パーキンソン病	1	3
多発性硬化症	2	2
ミトコンドリア病	1	1
ライソゾーム病	1	1
計	45	125

～在宅難病患者の特性～

- ①「難病」は、原因も治療方法も確立されていないことから、多くの患者が長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。
- ②特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い
- ③多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。チーム支援が重要。
- ④包括的、継続的なケアシステムが必要である。

(エ) 個別支援に関する会議

(平成26年度)

退院前調整会議	ケア会議	開催回数	参加延人数	疾患名
5	17	20	182	筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症

※重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援している。

病状の進行に伴い難病患者は病を抱えながら自分の生き方をコントロールする必要がある。そのため、医療・福祉関係者間で、患者・家族を支えるための支援をしている。

(オ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成26年度)

区分	相談		相談内容 (延人数)									計
	実人員	延人員	申請等の相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事栄養	歯科	その他	
申請時 来所相談	4,989	5,685	5,641	5	0	1	1	0	0	0	37	5,685
電話相談												2,879

(カ) 難病患者支援ネットワーク事業

(難病患者支援ネットワーク会議、在宅難病患者支援者研修会)

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）における難病対策事業の柱の2項目

- ・地域における保健医療福祉の充実・連携
重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援
- ・QOL向上を目指した福祉施策の推進
難病患者の居宅における療養生活の支援

a 難病患者支援ネットワーク会議

対象：支援ネットワークに関わる関係者

医療機関(地域連携室の医師や看護師・病院スタッフ)、
居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)、訪問看護ステーション、
医療機器取扱業者、市町村、難病相談・支援センター、患者会等

(平成26年度)

開催日	内 容	参加状況
平成 27 年 2 月 13 日	目的：人工呼吸器を装着し在宅療養している難病患者を対象としたレスキューファイルの導入を提案する。また、バッテリーや発電機の試運転等管理について検討する。 内容： ①レスキューファイルの説明及び意見交換 ②バッテリー及び発電機の管理について ③在宅療養中の難病患者支援に関する	27 機関 46 名参加

b 在宅難病患者支援者研修会

対象：在宅難病患者を支援しているケア関係者
介護支援専門員、訪問看護師、介護福祉士、保健師等
研修内容により対象職種を選定

(平成26年度)

開催日	内 容 講師	参加 機関数	参加 人数
平成27年 2月26日	対象:介護支援専門員、訪問看護師、相談支援専門員 内容： 1) 講話： 「脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の理解」 講師：沖縄病院医師 諏訪園 秀吾医長 2) 家族の体験談 3) 情報提供 ・重症難病患者入院確保事業について ・難病の患者に対する医療等に関する法律 (新法) にかかる指定難病医療費助成制度について	42	57

(キ) 患者・家族のつどい

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活が送れるようにする。

(平成26年度)

名称	回数	参加者数		内容
パーキンソン病及び運動障害疾患患者・家族のつどい	1	患者 家族	8名 7名	①転倒予防及び日常生活できるリハビリテーション（名桜大学4年次学生）②交流会（参加者同士の情報交換と交流会）③全国パーキンソン病友の会沖縄県支部の活動紹介及び情報提供
筋萎縮性側索硬化症(ALS)等患者・家族の集い				今年度実施なし。 特定疾患の制度の改正があり、更新申業務に時間を要したため実施していない。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成26年度)

疾患名	男	女	合計
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	14	1	15
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	1	2	3
フォン・ヴィルブランド病	0	1	1
先天性α ₂ プラスミンインヒビター欠損症	1	0	1
合計	16	4	20

3 成人・高齢者支援

(1) 老人福祉

ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

イ 高齢者人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65歳以上の高齢者人口が7%から14%に到達した年数を見ると、イギリスでは46年、スウェーデンでは82年、フランスにいたっては114年を要している。わが国では24年という短い期間で高齢社会を迎えている。

この理由として、①一女性が産む子供の平均出産率が1.5人を割る状態であること、②世界最高を誇る平均寿命の伸長が挙げられる（表-1参照）。

表-1 高齢者人口の推移

年度	全国			沖縄県		
	総人口 (A) 千人	65歳以上 (B) 千人	高齢化率 (B/A) %	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	高齢化率 (B/A) %
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成 2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成 7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8
平成17年	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1
平成22年	128,057	29,245	22.8	1,392,818	240,507	17.2

資料 総務庁統計局「国勢調査」

ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成26年10月現在の推計総人口1,451,666人中、65歳以上が268,118人で、高齢化率が18.5%となっている。

管内市町村においては、人口504,573人中、65歳以上が89,507人で高齢化率が17.7%となっており、前年度に比べると0.5ポイント増となっている。(表-2参照)。また、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数は増加傾向にある(表-3参照)。

表-2 沖縄県の高齢化率の状況

市町村名	平成26年10月1日現在			平成25年10月1日現在			平成24年10月1日時点		
	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%
宜野湾市	96,359	15,535	16.1	95,707	14,880	15.5	95,180	14,194	14.9
沖縄市	138,867	23,653	17.0	138,554	22,688	16.4	138,221	21,753	15.7
うるま市	121,391	22,887	18.9	120,860	22,014	18.2	120,205	21,077	17.5
恩納村	10,863	2,242	20.6	10,820	2,196	20.3	10,805	2,146	19.9
宜野座村	5,889	1,220	20.7	5,841	1,186	20.3	5,807	1,147	19.8
金武町	11,470	2,656	23.2	11,310	2,617	23.1	11,403	2,540	22.3
読谷村	41,085	7,158	17.4	40,985	6,985	17.0	40,814	6,731	16.5
嘉手納町	13,819	2,921	21.1	13,813	2,858	20.7	13,906	2,806	20.2
北谷町	28,805	4,748	16.5	28,505	4,558	16.0	28,452	4,357	15.3
北中城村	16,892	3,250	19.2	16,619	3,137	18.9	16,547	3,018	18.2
中城村	19,133	3,237	16.9	18,796	3,094	16.5	18,313	2,936	16.0
管内計	504,573	89,507	17.7	501,810	86,213	17.2	499,653	82,705	16.6
沖縄県	1,451,666	268,118	18.5	1,445,760	258,301	17.9	1,439,755	247,785	17.2

表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

市町村名	平成26年10月1日現在			平成25年10月1日現在			平成24年10月1日時点		
	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%
宜野湾市	15,535	4,060	26.1	14,880	3,759	25.3	14,194	3,504	24.7
沖縄市	23,653	6,715	28.4	22,688	6,176	27.2	21,753	5,796	26.6
うるま市	22,887	5,557	24.3	22,014	5,134	23.3	21,077	4,731	22.4
恩納村	2,242	516	23.0	2,196	479	21.8	2,146	472	22.0
宜野座村	1,220	269	22.0	1,186	260	21.9	1,147	243	21.2
金武町	2,656	822	30.9	2,617	827	31.6	2,540	786	30.9
読谷村	7,158	1,284	17.9	6,985	1,092	15.6	6,731	1,044	15.5
嘉手納町	2,921	745	25.5	2,858	695	24.3	2,806	648	23.1
北谷町	4,748	986	20.8	4,558	909	19.9	4,357	846	19.4
北中城村	3,250	678	20.9	3,137	624	19.9	3,018	582	19.3
中城村	3,237	542	16.7	3,094	483	15.6	2,936	435	14.8
管内計	89,507	22,174	24.8	86,213	20,438	23.7	82,705	19,087	23.1
沖縄県	268,118	66,867	24.9	258,301	62,977	24.4	247,785	57,796	23.3

(2) 介護保険制度に係る諸事業の推進

ア 法的根拠及び目的

県福祉保健所では老人福祉法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出、実地指導等の業務を行っている。

イ 平成26年度市町村支援事業の実績

高齢者保健福祉計画策定支援

ウ 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者の提供する以下のサービスのうち、居宅介護サービスの単独型事業所については福祉保健所において、又介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設に併設している事業所は県本庁で指定を行っている。

サービスの種類（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（各事業の介護予防サービスも含む）及び居宅介護支援）

指定要件は①申請者が法人であること。②従業者の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。③厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること④欠格事由に該当しない者等がある。

指定の手続きの流れは①事前協議②施設の建設・改修③指定申請（指定日の前々月の末日までに行う）④現地確認（指定日の前月の10日まで実施）⑤指定は各月の1日とする。

平成26年度の指定件数は160件で、うち介護予防が67件となっている。

エ 介護保険事業者の更新について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定介護保険事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に6年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続きを行っている。

平成26年度は94件の指定更新があった。

オ 変更届出等について

(ア) 変更届

介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、法人代表、管理者、運営規程等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

(イ) 介護給付費算定に係る体制等に係る届出

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

(ウ) 廃止・休止・再開届出

介護保険事業者は事業の廃止、休止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の1ヶ月前までに届出を行う必要がある。

4 生活保護(生活保護班)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

根拠法：生活保護法(昭和25年5月制定)

生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

中部福祉保健所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

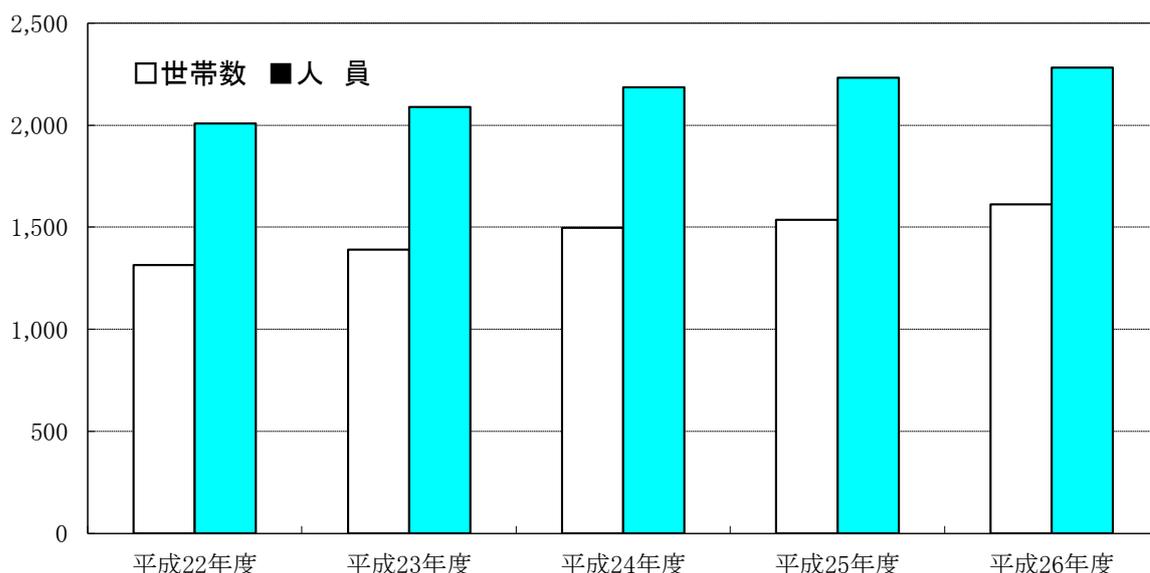
管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。平成6年度から平成8年度までは増加傾向にあったものの、平成9年度から平成10年度までは減少。平成11年度以降は、毎年増加し続けている。

(1) 年度別保護の状況

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		医療		介護		その他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成22年度	143,499	1,316	2,009	14.00	1,165	1,811	883	1,401	128	224	1,201	1,670	279	288	79	96
平成23年度	145,040	1,390	2,090	14.41	1,204	1,840	945	1,472	124	219	1,057	1,330	298	306	67	76
平成24年度	146,048	1,497	2,186	14.97	1,281	1,902	1,004	1,515	128	222	1,118	1,353	320	327	58	67
平成25年度	146,759	1,537	2,232	15.21	1,354	1,995	1,070	1,601	131	226	1,182	1,438	368	377	66	78
平成26年度	147,891	1,613	2,283	15.44	1,429	2,042	1,127	1,639	117	201	1,225	1,472	392	399	73	85

扶助別世帯人員は当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況



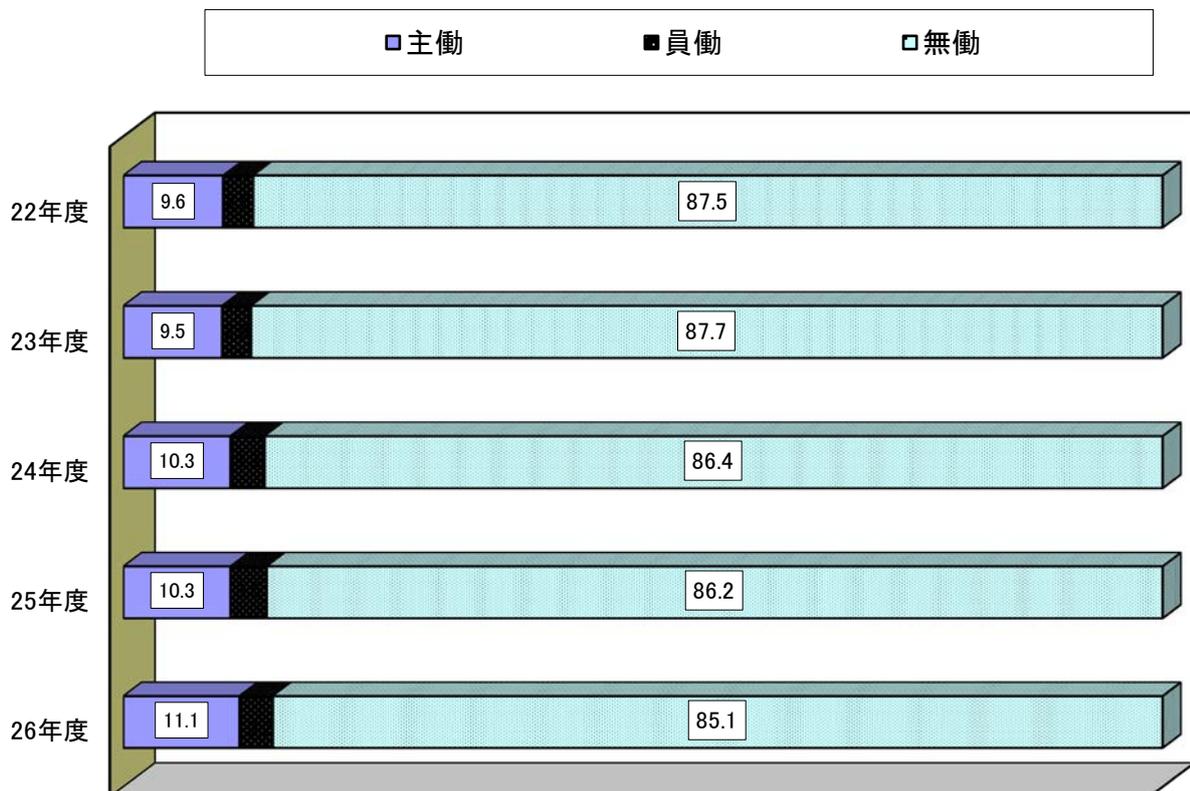
(3) 労働力類型別世帯の推移

平成26年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.8%増加。世帯員の働いている世帯(員働)及び無働世帯が前年度より減少している。

ア 労働力類型別世帯数

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
22	1,316	126	73	23	3	27	38	1,152	9.6	2.9	87.5
23	1,390	132	93	17	2	20	39	1,219	9.5	2.8	87.7
24	1,497	154	115	18	1	20	49	1,294	10.3	3.3	86.4
25	1,534	158	116	16	2	24	53	1,323	10.3	3.5	86.2
26	1,613	179	128	14	2	35	52	1,379	11.1	3.2	85.7

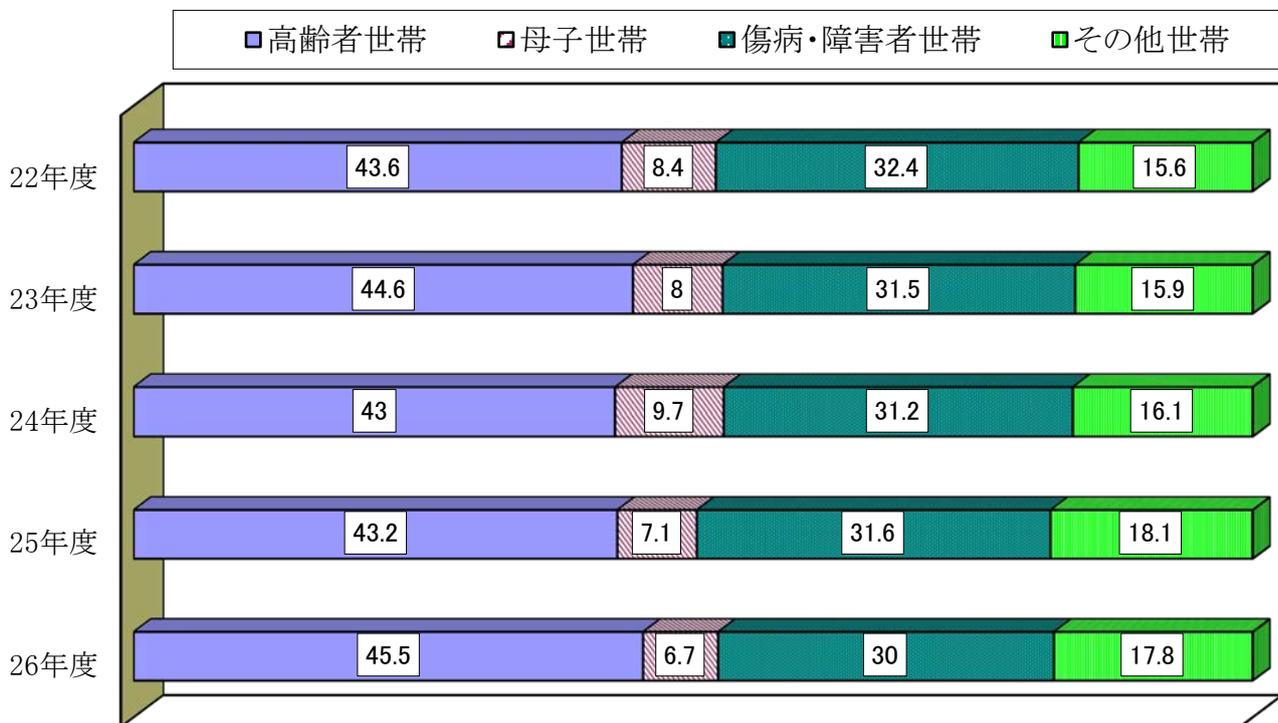
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成26年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が2.3ポイント増となっており、母子家庭は0.4ポイント減、傷病・障害世帯は1.6ポイント減、その他世帯は0.3ポイント減となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比 (%)



イ 世帯類型別世帯の年次推移 (年度平均)

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
22	574	110	426	206	1,316
23	619	115	435	221	1,390
24	644	145	467	241	1,497
25	662	109	485	278	1,534
26	734	108	481	285	1,608

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成26年度における保護開始を原因別でみると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く31.3%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が26.2%、「その他」が57.9%、「働きによる収入増」が11.7%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が4.2%となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少支出の増 疾病による	死亡・別離・行方不明	減 少 喪 失 仕 送 り ・ 年 金 等 の	そ の 他	総数	疾病の治療	働きによる収入増	死亡・失踪	働 き に よ ら な い 収 入 増 年 金 ・ 仕 送 り 等	そ の 他
22	実数	247	65	100	17	37	28	166	0	15	49	28	74
	構成比	100	26.4	40.7	6.9	15.0	11.0	100	0.0	7.8	25.5	14.6	52.1
23	実数	246	33	102	12	60	39	192	1	23	43	29	96
	構成比	100	12.7	40.2	4.6	23.1	19.4	100	0.6	13.5	25.3	17.1	43.5
24	実数	260	27	122	4	50	57	170	0	13	56	11	90
	構成比	100	10.6	48.0	1.6	19.7	20.1	100	0.0	7.5	32.4	6.4	53.7
25	実数	254	32	80	8	76	58	173	1	18	59	6	89
	構成比	100	12.9	32.1	3.2	30.5	21.3	100	0.0	8.4	27.6	2.8	61.2
26	実数	249	12	78	9	77	73	214	1	25	56	9	123
	構成比	100	4.8	31.3	3.6	30.9	29.4	100	0.0	11.7	26.2	4.2	57.9

(6) 保護開始・廃止の状況

平成26年度の保護の新規申請件数は416件で、前年度より28件減少。そのうち、保護開始決定したのは249件で前年度より5世帯減となっているが、保護開始率は、2.7%増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
22	445	103	95	247	398	166	243	55.5
23	425	132	61	246	352	192	319	57.9
24	443	98	82	260	398	170	237	58.7
25	444	94	72	254	397	173	243	57.2
26	416	85	105	249	347	214	304	59.9

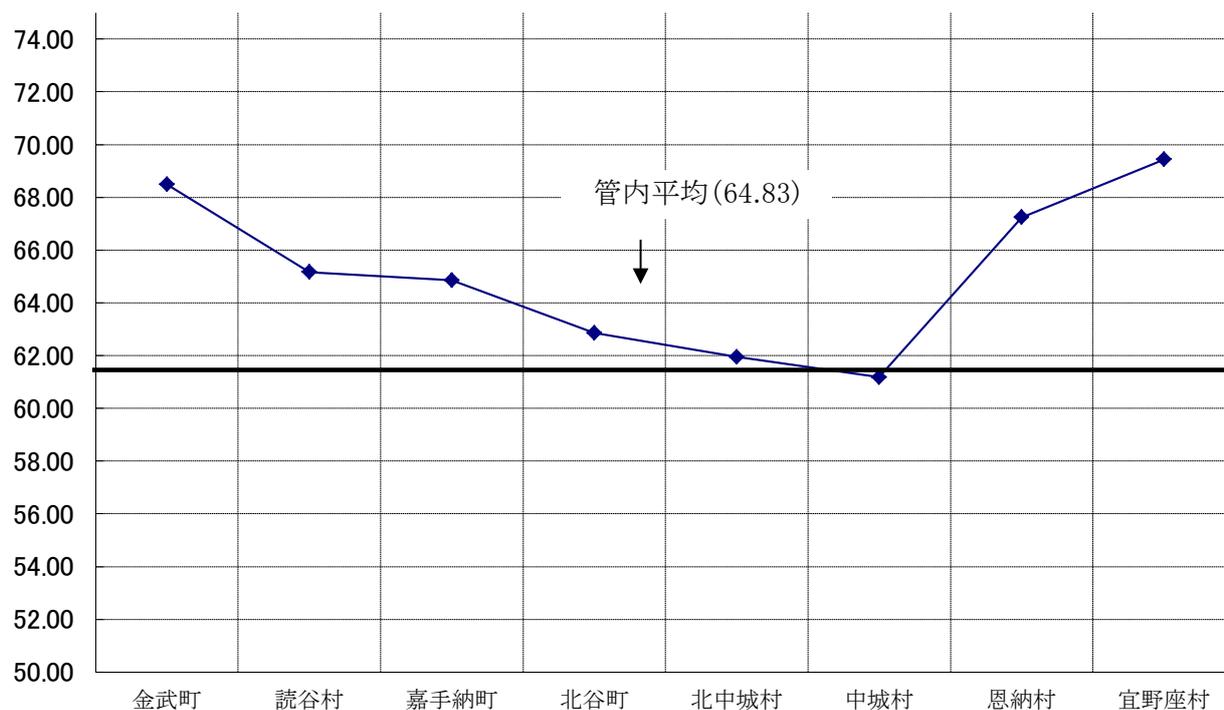
(7) 医療扶助の状況

平成20年度以降、精神科入院は減少傾向を示していたが、平成23年度から増加。平成26年度においては、再び減少している。

ア 医療扶助の推移(月平均)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
22	2,009	1,670	83.13	112	0	50	62	1,558	0	19	1,539
23	2,090	1,330	63.64	114	0	59	55	1,216	0	6	1,210
24	2,186	1,353	61.89	138	0	64	74	1,215	0	2	1,213
25	2,225	1,437	64.58	134	0	64	70	1,303	0	2	1,301
26	2,273	1,472	64.76	130	0	61	69	1,342	0	2	1,340

イ 町村別医療扶助の状況(平成26年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成26年度)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	349	239	68.48
読 谷 村	508	331	65.16
嘉 手 納 町	421	273	64.85
北 谷 町	428	269	62.85
北 中 城 村	226	140	61.95
中 城 村	152	93	61.18
恩 納 村	116	78	67.24
宜 野 座 村	72	50	69.44
計	2,272	1,473	64.83

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成27年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		8	12	20	1	4	5	
障害者	身体障害	1	1	2	0	0	0	
	精神障害	6	10	16	1	4	5	
	心身の重複障害	1	1	2	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	1	2	3	0	1	1	
	読谷村	1	3	4	0	1	1	
	嘉手納町	2	2	4	0	0	0	
	北谷町	2	3	5	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	0	0	0	0	0	
	1年以上～3年未満	0	1	1	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	1	2	1	0	1	
	5年以上～10年未満	1	2	3	0	1	1	
	10年以上	6	8	14	0	3	3	
疾病	精神科	6	10	16	1	4	5	
	一般	5	10	15	0	2	2	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成26年度 単位：円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	6,038,399	2,907,947	19,329,097	24,354,285	21,129,879	21,689,269	11,899,029	8,425,697	115,994,572
5月	7,248,745	3,013,070	19,518,908	25,121,749	21,431,526	22,876,672	12,591,964	8,062,067	120,085,671
6月	6,710,997	3,162,057	18,681,425	25,626,643	22,133,103	23,864,937	12,455,449	8,181,862	121,037,443
7月	6,830,543	3,128,831	19,665,801	26,360,957	21,200,454	22,750,067	12,297,336	8,376,628	120,832,421
8月	6,621,402	3,052,039	19,037,502	25,925,355	20,945,060	24,186,433	12,950,046	8,357,016	121,296,240
9月	6,375,919	3,110,564	19,186,747	25,519,559	21,088,011	23,805,532	12,379,761	8,534,960	120,248,168
10月	6,572,272	3,231,397	18,772,247	26,099,978	21,658,165	24,124,932	12,463,024	7,920,949	121,068,739
11月	6,738,846	2,752,625	19,370,719	27,452,395	21,666,932	25,326,295	13,038,290	8,475,767	125,055,824
12月	7,502,913	3,455,012	22,966,136	32,193,553	25,758,548	29,017,445	14,963,127	10,430,592	146,577,293
1月	6,573,487	3,197,025	19,516,487	27,629,976	21,776,897	24,489,677	12,875,083	8,355,957	124,647,956
2月	7,038,716	3,067,109	19,729,527	27,977,540	22,428,259	24,288,971	12,847,312	8,399,231	125,983,921
3月	7,231,487	3,371,924	21,040,896	29,680,984	22,620,888	24,421,905	13,056,282	9,029,153	130,666,030
計	81,483,726	37,449,600	236,815,492	323,942,974	263,837,722	290,842,135	153,816,703	102,549,879	1,490,738,231

5 その他生活支援

(1) 原爆被爆者対策事業（地域保健班）

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア） 手帳交付 （イ） 居住地及び手帳の記載事項変更申請
（ウ） 健康相談業務

7条（エ） 健康診断 前期・後期：委託医療機関での健康診断

19条（オ） 指定医療機関申請進達事務

37条（カ） 家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績 (延べ件数)

事業内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康診断	61	75	58	49	35
住所変更	0	1	1	0	5
指定医療機関申請	0	0	0	0	0
健康相談及び訪問	21	25	25	22	7

被爆者健康診断受診状況 (平成26年度)

被爆者健診対象者数	死亡	転出/転入	実質対象者数	受診者数	未受診者数	受診率(%)
55	5	1/2	49	18	31	36.7

*被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健診名	前期健診	後期健診	希望健診	計(延べ人数)	二世健診(人数)
受診者数	17	10	6	33	2

健診受診回数	1回	2回	3回	計(人数)
受診者数	5	11	2	18

(2) 住宅支援給付事業（地域福祉班）

ア 目的：離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住宅支援給付を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

イ 根拠：住宅支援給付事業実施要領

ウ 事業内容：本事業の支給対象者の申請に基づき、住宅支援給付を支給するとともに住宅確保・就労支援員を設置し、就労支援等を行う。

エ 中部福祉保健所管内における事業実績

申請相談件数 (単位：件)

年 度	申請相談	申 請	申請後の処置		
			受 給	取り下げ	却 下
平成23年度	112	25	24	0	1
平成24年度	98	22	22	0	0
平成25年度	72	18	18	1	0
平成26年度	51	15	14	0	1

町村別受給者状況 (単位：人)

町村名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
恩納村	0	2	3	0
宜野座村	0	0	1	0
金武町	0	1	0	2
読谷村	7	5	2	4
嘉手納町	1	1	3	0
北谷町	9	6	5	6
北中城村	5	5	4	1
中城村	0	2	0	1
合計	22	22	18	14

V 企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

イ 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

H27. 1. 22時点

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
佐喜眞 淳	中部市町村会 会員	桃原 忍子	宜野湾市福祉保健部 次長
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	石川 末子	中部地区歯科医師会 医療管理理事
高屋 澄子	沖縄県看護協会 副会長	金城 宏徳	北谷町社会福祉協議会 会長
田場 節子	中頭養護教諭会 会長	比嘉 毅	沖縄県商工会職員協議会 中部支部代表
比嘉 光子	中部地区婦人連合会 会長	渡口 政司	沖縄県環境科学センター 調査役

ウ 審議事項（H26. 10. 27開催）

(ア) 議事

a 報告事項

- ・災害発生初期の医療体制について
- ・結核対策について
- ・中部管内の救急室を受診する精神疾患患者の救急室実態調査
- ・救急告知病院から精神科病院へ紹介のあった「自殺企図者」及び「身体合併のある精神疾患患者」の受入実態調査から中部管内の実態について
- ・石綿（アスベスト）問題について
- ・食品営業施設の食品収去検査について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 災害発生時は歯科医師も遺体の確認等の任務があるので協力体制に加えていただければと思う。
- 備蓄の問題について診療所は災害時に備えができていないように見える予算的なサポートをお願いしたい。
- 結核患者について平成25年度は減少したことがわかり安心した。
- 予防接種について各市町村から問い合わせがあると思うがこれをまとめて各市町村に返してくれたらありがたい。
- 救急告示病院と精神科病院で意見交換の場を持つことは意義がある今後とも継続してもらいたい。
- 中部圏域の保健、生活衛生、食品衛生の専門機関としてがんばって活動してもらうことを期待しています。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその充実を図ることにより、中部保健医療圏の県民の健康を保持増進することを目的として、これらの施策及び事務事業に必要となる事項について保健医療関係者等の意見聴取を行う。

イ 構成員名簿（定数15名以内、現員14名）

H27.3.31

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
中田 安彦	中部地区医師会 会長	幸地 克	中部地区歯科医師会 会長
前原 信照	中部地区薬剤師会 会長	松本 廣嗣	沖縄県立中部病院 院長
兼城 綾子	沖縄県看護協会 理事	福治 康秀	独立行政法人国立病院機構 琉球病院 院長
川畑 勉	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院 院長	當山 宏	中部市町村会 嘉手納町長
金城 宏徳	北谷町社会福祉協議会 会長	内間 秀太郎	沖縄県食品衛生協会 中部支部 支部長
比嘉 光子	中部地区婦人連合会 会長	山内 裕子	沖縄県母子保健推進員連絡協議会 中部支部長
仲里 美智子	宜野湾市 健康増進課 課長	宮平 慎子	沖縄県栄養士会 理事

ウ 議事内容（H26.12.18開催）

(ア) 議題

a 沖縄県保健医療計画の推進について（中部地区での取組）

- ・災害発生初期の医療体制について
- ・生活習慣病対策
- ・精神疾患の保健医療体制の整備

b 地域医療構想・病床機能報告制度について（情報提供）

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 中部地区病院間において協定が締結されたということであるが、看護協会では災害支援ナースを育成し登録している。看護協会としても今後どのように協力体制を築いていけるか議論していく必要があると感じた。
- 協定は締結はしたが実際に事が起きた場合に臨機応変に対応できるか厳しい日頃から訓練を重ねて臨機応変に対応できるようにしておかなければならない
- 救急と精神科との連携システムを構築することは非常に大事なことだと思う
今後とも協議する場を継続してもらっていただきたい。

(3) 中部地区救急医療協議会

ア 概要

- (ア) 設置根拠 沖縄県救急医療協議会・地区救急医療協議会運営要綱
 (イ) 趣 旨 沖縄県における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を目的とし、県全域及び地区の救急医療関係者等の意見を把握する。

イ 構成員名簿 (定数10名以内、現員9名)

H27.3.31時点

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
島袋 俊夫	中部市町村会 会員	當山 亮	中部地区MC協議会 事務局員
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	比嘉 信喜	中部徳洲会病院 副院長
渡慶次 彰	中部地区歯科医師会 会員	高良剛ロベルト	県立中部病院 救急科部長
久場 良也	中部地区MC協議会 会長 ハートライフ病院 副院長	宮里 善次	中頭病院 院長
天久 武俊	中部地区MC協議会 事務局長		

ウ 議事内容 (H27.3.13開催)

(ア) 議題・報告事項

- a 中部地区救急医療の状況について
- b 地域医療構想・病床機能報告制度について
- c 中部地区MC協議会活動実績報告
- d 沖縄県内でエボラ出血熱擬症患者が発見された場合の対応について
- e 中部保健所管内における救急告示病院と精神科医療機関との連絡会議について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 中部地区には4つの救急告示病院しかなく、しかもベッド数も1,000床近く不足しているので消防の方にはそのあたりも考慮して搬送していただきたい。
- 那覇、南部地区への搬送も検討してもらいたい。
- 地域医療ビジョンについては地区医師会が果たす役割は大きいと考える。地区医師会が働きかけ回復期の病床確保の役割をお願いしたい。
- 保健所の役割としては健康寿命をもっと延ばすように住民に働きかける必要があるのではないか。
- 限られた病床を高齢者だけに優先されると急性期病床にしわ寄せがこないか懸念される。
- 急性期病床をしっかりと確保した上でその後の回復期に繋げていく展開が地域住民にとっていいのではないかと思う。
- 救急告示病院と精神科医療機関との連絡会議については中部独自の取組ということで大変意義深い。

2 健康危機管理対策

- (1) 目的 健康危機の発生を未然に防ぐため、また健康被害が発生した場合に所内の危機管理体制を迅速に確保するとともに、関係機関と連携して被害の拡大防止を図る。
- (2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領
中部福祉保健所健康危機管理対策要綱
- (3) 事業内容（平成26年度開催回数）
- ア 所内健康危機管理対策委員会（12回 毎月第4月曜日開催）
- イ 管内健康危機管理対策連絡会議（1回 H27.3.13 開催）
健康被害の発生に備え、平時から管内の管内関係機関と情報交換を行い、迅速、かつ適切な即応体制を確保する。
- (ア) 議題
- ・中部地区救急医療の状況について
 - ・沖縄県でエボラ出血熱疑似症患者が発見された場合の対応について
- (イ) 参加団体数14
内訳：地区医師会 1、地区歯科医師会 1、地区MC協議会 1
救急医療施設 4、消防関係 6、中部保健所1
- ウ 「大規模災害時の中部地区医療機関相互応援に関する協定」締結式(H27.6.11)
- エ 災害発生初期の医療体制について意見交換会（1回開催 H27.10.22）
災害発生初期における医療体制について、管内救急告知病院及び地区医師会と意見交換を行った。

3 関係機関・団体との連絡調整等の状況

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法、児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

平成27年3月31日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率 (再掲)	委嘱内訳			
							男性		女性	
							人数	%	人数	%
宜野湾市	139	9	132	10	95%	111%	48	36%	84	64%
沖縄市	200	15	166	12	83%	80%	49	30%	117	70%
うるま市	171	10	156	10	91%	100%	47	30%	109	70%
市部計	510	34	454	32	89%	94%	144	32%	310	68%
恩納村	20	2	18	2	90%	100%	1	6%	17	94%
宜野座村	12	2	11	2	92%	100%	2	18%	9	82%
金武町	24	2	24	2	100%	100%	5	21%	19	79%
読谷村	62	3	61	3	98%	100%	19	31%	42	69%
嘉手納町	28	2	26	2	93%	100%	6	23%	20	77%
北谷町	48	3	38	2	79%	67%	8	21%	30	79%
北中城村	29	2	26	2	90%	100%	5	19%	21	81%
中城村	31	2	30	2	97%	100%	10	33%	20	67%
郡部計	254	18	234	17	92%	94%	56	24%	178	76%
計	764	52	688	49	90%	94%	200	29%	488	71%

イ 民生委員・児童委員活動状況(市町村別)

平成26年度

項 目		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	189	1,235	353	95	2	5	140	8	24	47	35
	介 護 保 険	58	121	124	77	10	1	19	7	22	14	6
	健 康 ・ 保 健 医 療	71	253	271	26	19	18	33	18	21	11	8
	子 育 て ・ 母 子 保 健	98	383	342	5	9	26	112	32	18	79	18
	子 ど も の 地 域 生 活	182	1,333	695	10	14	166	230	18	519	99	52
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	511	1,259	1,005	16	10	824	391	16	469	108	24
	生 活 費	71	244	223	15	9	20	40	41	12	14	25
	年 金 ・ 保 険	3	90	43	4	5	3	9	6	4	0	1
	仕 事	8	167	86	1	0	1	11	1	8	2	4
	家 族 関 係	21	260	112	9	3	9	16	12	39	17	18
	住 居	16	144	71	23	1	6	14	0	5	6	5
	生 活 環 境	69	552	180	14	3	9	28	4	21	19	23
	日 常 的 な 支 援	225	1,341	924	112	14	27	1,107	104	39	216	71
	そ の 他	344	1,802	1,475	69	20	579	451	87	91	233	309
計	1,866	9,184	5,904	476	119	1,694	2,601	354	1,292	865	599	
分野別相談・支援件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	627	3,699	2,194	267	60	345	635	208	170	384	122
	障 害 者 に 関 す る こ と	36	377	523	108	13	65	267	17	48	48	22
	子 ど も に 関 す る こ と	822	3,164	2,106	32	40	976	1,281	73	1,031	309	107
	そ の 他	381	1,944	1,081	69	6	308	418	56	43	124	348
	計	1,866	9,184	5,904	476	119	1,694	2,601	354	1,292	865	599
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	2,257	2,020	2,411	94	141	423	288	218	337	64	122
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	3,777	4,551	3,769	394	341	514	1,706	803	2,281	902	653
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	7,802	7,383	6,650	1,163	1,256	1,617	3,290	2,023	3,152	1,072	1,569
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	2,808	3,176	2,990	212	193	492	1,569	1,050	950	854	438
	証 明 事 務	691	624	515	100	74	148	306	86	240	79	59
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	15	133	104	4	22	0	14	4	16	7	13
訪問回数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	3,673	6,482	7,960	438	1,198	755	2,508	2,399	2,297	1,065	1,353
	そ の 他	2,988	3,405	8,095	423	191	1,038	821	1,941	2,254	378	1,055
連絡調整回数	委 員 相 互	5,376	5,895	5,114	194	753	403	1,538	930	2,749	774	350
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,878	2,971	2,920	287	420	573	909	998	2,119	852	261
活 動 日 数		16,438	17,432	16,823	1,733	1,886	2,918	8,021	3,895	6,873	3,382	2,982

(2) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成26年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉保健所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成26年11月13日	中城村社会福祉協議会	地域福祉班 (福祉総括・ 班長・ 主任)
平成26年11月18日	恩納村社会福祉協議会	
平成26年11月21日	北中城村社会福祉協議会	
平成26年12月 3日	北谷町社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業等

4 所内実習生受け入れ状況

平成26年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医学	琉球大学 医学科	H26. 5. 29	半日	42人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にする事によって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	保健所の業務紹介
	保健	琉球大学 保健学科	H26. 5. 12	半日	33人	地域アセスメントを学ぶ
H26. 9/2 ～9/18			10日	2人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。	・地域看護実習Ⅱ ・公衆衛生看護全般に関する学習
保健	名城大学	H26 A:6/16 ～7/4 B:7/14 ～8/1	A:10日 B:10日	A:3人 B:4人	地域で生活するすべての住民の健康権を保障するために、住民とのパートナーシップのもとで効果的に協働する地域看護活動について、実勢能力を養う。具体的には「地域看護概論」「地域看護方法論」「地域看護活動論」の知識と技術を基盤として、地域看護の援助技術を習得する。	・健康教育の実施 ・家庭訪問見学・実施 (難病、精神、結核、母子) ・健康相談(来所・電話) 見学 ・事例報告
	美作大学 東海学園大学 九州栄養福祉大学	H. 26. 8/11～ 8/15	5日	3人	地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策を理解し、保健所の役割と公衆衛生について理解する。	保健所における公衆衛生実習 ・特定給食施設指導 ・栄養表示及び企業の指導 ・栄養情報提供店の普及 ・健康増進の食に関する施策の推進について (健康づくり・タバコ対策・歯科保健)
福祉	大庭学園 ソーシャル ワーク 専門学校	H26. 8/4 ～H26. 8/29	15日	4人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。	社会福祉援助技術現場実習
臨床 医 研修	県立中部病院	:H26. 6/2 ～ H27. 1/26	各5日	10人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。
食品 衛生	石川県立大学	H26. 8. 11～ H26. 8. 15	5日	1名	食品衛生監視員の業務内容について食品衛生広域監視班、生活衛生班で体験させる。	・重点監視施設の監視、営業施設の検査同行 ・微生物検査、理化学検査の実習

5 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 定例班長会議

- 目 的：所の業務の調整及び日程等の確認
根 拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条
会議構成メンバー：
所長、福祉総括、保健総括、各班長、企画調整担当主査
必要に応じて関係職員も参加。
内 容：業務日程調整に関する事。
業務日程の調整、確認に関する事。
その他、組織の運営管理に関する事。
各種協議会及び所内会議のあり方に関する事。
実 績：開催回数50回（毎週月曜日開催、月曜日が休日の場合は翌日開催）

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

- 目 的：所内情報ネットワークの構築
根 拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条（1）ア
内 容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討
実 績：開催回数2回（不定期開催）

(イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

- 目 的：中部福祉保健所の業務内容・事業実績などの周知等を目的として毎年作成する「福祉保健所活動概況」の円滑な発行に資する。
根 拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条（1）イ
内 容：中部福祉保健所活動概況の検討
実 績：開催回数1～2回（8月前後頃開催）

(2) 市町村支援

- 目 的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する。
根 拠：地域保健法第8条

ア 管内市町村長と中部福祉保健所との連絡会議

- 目 的：管内市町村長と中部福祉保健所との意見交換・情報共有。
実 績：平成26年度開催なし。

(3) 職員研修会

- 目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。
根 拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」（3-3）の
アに基づき実施
対象者：中部福祉保健所の全職員
実 績：不定期開催